

佐賀大学医学部収容定員変更に係る設置計画書

令和 6 年 9 月 11 日

高等教育局長 殿

国立大学法人佐賀大学長
兒 玉 浩 明

このたび、佐賀大学医学部の収容定員を変更したいので、別紙書類を添えて提出します。
なお、変更の上は、確実に提出した計画を履行します。

基本計画書

基本計画													
事項		記入欄											
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更												
フリガナ 設置者	ヨリツカハシマツカヒタ 国立大学法人 佐賀大学												
フリガナ 大学の名称	カガハシマツカヒタ 佐賀大学												
大学本部の位置	佐賀県佐賀市本庄町1番地												
大学の目的	国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。												
新設学部等の目的	佐賀県においては、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じている。このような状況の下で、地域医師確保の観点から、令和7年度の医学部医学科の入学定員3名を増員する。												
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の3名の入学定員の増員は、令和7年度のみの臨時定員増である。 また、医学部医学科の令和7年度における収容定員は616人である。			
	教育学部 学校教育課程	4年	120人	—年次	480人	学士 (学校教育)	教育学・ 保育学関係	年月 第 年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地				
	芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科	4年	110人	3年次 5	450人	学士(芸術) 学士 (地域デザイ)	美術関係	平成28年4月 第1年次	同上				
	経済学部 経済学科 経営学科 経済法学科	4年 4年 4年	110人 80人 70人	—	440人 320人 280人	学士(経済学)	経済学関係	平成25年4月 第1年次	同上				
	医学部 医学科 看護学科	6年 4年	101人 (98) 60人	—	591人 (588) 240人	学士(医学) 学士 (看護学)	医学関係 保健衛生学関係 (看護学関係)	令和7年4月 第1年次 平成16年4月 第1年次	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号				
	理工学部 理工学科	4年	510人	3年次 15	2,070人	学士(理学) 学士(工学)	理学関係 工学関係	令和6年4月 第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地				
	農学部 生物資源科学科	4年	145人	—	580人	学士(農学)	農学関係	平成31年4月 第1年次	同上				
	計		1,306人 (1,303)	3年次 5	5,451人 (5,448)								
	同一設置者内における変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)												
	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数							卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計								
教育課程	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位				

入学定員 (人)	収容定員
令和6年度	103
令和7年度	101
令和8年度	98
令和9年度	98
令和10年度	98
令和11年度	98
令和12年度	98
令和13年度	98

学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計		
新	教育学部 学校教育課程	人 22 (22)	人 23 (23)	人 3 (3)	人 1 (1)	人 49 (49)	人 0 (0)	人 15 (15)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	22 (22)	23 (23)	3 (3)	1 (1)	49 (49)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	22 (22)	23 (23)	3 (3)	1 (1)	49 (49)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	22 (22)	23 (23)	3 (3)	1 (1)	49 (49)		
	芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科	11 (11)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	9 (9)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	24 (24)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	11 (11)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	24 (24)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	11 (11)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	24 (24)		
	経済学部 経済学科	5 (5)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	11 (11)	1 (1)	0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	11 (11)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	5 (5)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	11 (11)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a, b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	5 (5)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	11 (11)		

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人

	経済学部 経営学科	5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの 5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
設	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計 (a ~ b) 5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計 (a ~ d) 5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
	経済学部 経済法学科	5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの 5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計 (a ~ b) 5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
医学部	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計 (a ~ d) 5 (5)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	医学部 医学科	34 (34)	36 (36)	24 (24)	74 (74)	168 (168)	0 (0)	112 (112)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 105人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの 34 (34)	36 (36)	24 (24)	74 (74)	168 (168)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計 (a ~ b) 34 (34)	36 (36)	24 (24)	74 (74)	168 (168)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計 (a ~ d) 34 (34)	36 (36)	24 (24)	74 (74)	168 (168)				
	医学部 看護学科	6 (6)	7 (7)	2 (2)	9 (9)	24 (24)	1 (1)	0 (0)	
看護	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの 6 (6)	7 (7)	2 (2)	9 (9)	24 (24)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計 (a ~ b) 6 (6)	7 (7)	2 (2)	9 (9)	24 (24)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く) 0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計 (a ~ d) 6 (6)	7 (7)	2 (2)	9 (9)	24 (24)				

理工学部 理工学科	63 (63)	53 (53)	6 (6)	14 (14)	136 (136)	0 (0)	20 (20)	
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	62 (62)	53 (53)	6 (6)	14 (14)	135 (135)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 20人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計 (a ~ b)	62 (62)	53 (53)	6 (6)	14 (14)	135 (135)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
計 (a ~ d)	63 (63)	53 (53)	6 (6)	14 (14)	136 (136)			
農学部 生物資源科学科	21 (21)	26 (26)	2 (2)	6 (6)	55 (55)	0 (0)	1 (1)	
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	21 (21)	26 (26)	2 (2)	6 (6)	55 (55)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 12人
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計 (a ~ b)	21 (21)	26 (26)	2 (2)	6 (6)	55 (55)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計 (a ~ d)	21 (21)	26 (26)	2 (2)	6 (6)	55 (55)			
分 計	172 (172)	171 (171)	40 (40)	104 (104)	487 (487)	3 (3)	157 (157)	
既 設 分 合 計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
小計 (a ~ b)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
計 (a ~ d)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
合 計	172 (172)	171 (171)	40 (40)	104 (104)	487 (487)	3 (3)	157 (157)	

職種		専属		その他		計					
事務職員		259 (259)		362 (362)		621 (621)					
技術職員		63 (63)		99 (99)		162 (162)					
図書館職員		10 (10)		11 (11)		21 (21)					
その他の職員		809 (809)		240 (240)		1,049 (1,049)					
指導補助者		5 (5)		19 (19)		24 (24)					
計		1,146 (1,146)		731 (731)		1,877 (1,877)					
校地等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用				
	校舎敷地		409,198 m ²		0 m ²		0 m ²				
	その他		422,826 m ²		0 m ²		0 m ²				
	合計		832,024 m ²		0 m ²		0 m ²				
校舎			専用		共用		共用する他の学校等の専用				
			148,364 m ² (148,364 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)				
教室・教員研究室			教室		112 室		教員研究室				
							352 室				
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		機械・器具 点				
	大学全体		692,577 [214,425] (698,462 [222,164])		20,232 [17,363] (20,264 [17,298])		8,703 [7,173] (8,728 [7,146])				
	計		692,577 [214,425] (698,462 [222,164])		20,232 [17,363] (20,264 [17,298])		8,703 [7,173] (8,728 [7,146])				
	スポーツ施設等		スポーツ施設 2,500 m ²		講堂 1,000 m ²		厚生補導施設 4,000 m ²				
経費の見積り及び維持方法の概要	区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による	
	教員1人当たり研究費等		—	—	—	—	—	—	—		
	共同研究費等		—	—	—	—	—	—	—		
	図書購入費		—	—	—	—	—	—	—		
	設備購入費		—	—	—	—	—	—	—		
	学生1人当たり 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
			— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要											

大学等の名称 学部等の名称	佐賀大学								所在地
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度		
既設大学等の状況	年	人	年次人	人		倍			
	【学部】								
	教育学部								
	学校教育課程	4	120	—	480 学士(学校教育)	1.09 «1.05»	平成28	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	芸術地域デザイン学部			3年次					
	芸術地域デザイン学科	4	110	5	450 学士(芸術) 学士(地域デザイン)	1.07 «1.03»	平成28	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	経済学部	4	260	—	1,040 学士(経済学)	1.05 «1.01»	平成25	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	経済学科	4	110	—	440 学士(経済学)	1.06 «1.00»	平成25	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	経営学科	4	80	—	320 学士(経済学)	1.06 «1.03»	平成25	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	経済法学科	4	70	—	280 学士(経済学)	1.06 «1.03»	平成25	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	医学部								
	医学科	6	103	—	621 学士(医学)	1.01 «0.98»	令和5	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	看護学科	4	60	—	240 学士(看護学)	1.00	平成16	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	理工学部			3年次					
	理工学科	4	510	15	1,980 学士(理学) 学士(工学)	1.09 «1.04»	平成31	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	令和6年度入学定員増(30人)
	農学部								
	生物資源科学科	4	145	—	580 学士(農学)	1.06 «1.05»	平成31	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	【大学院】								
	学校教育学研究科(専門職学位課程)								
	教育実践探究専攻	2	20	—	40 教職修士(専門職)	0.90	平成28	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	地域デザイン研究科(修士課程)								
	地域デザイン専攻	2	20	—	40 修士(地域デザイン)	1.03	平成28	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	医学系研究科(博士課程)								
	医科学専攻	4	25	—	100 博士(医学)	0.79	平成20	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	先進健康科学研究科(修士課程)								
	先進健康科学専攻	2	52	—	104 修士(医科学) 修士(看護学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(農学)	1.11	平成31	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	
	理工学研究科(博士前期課程)								
	理工学専攻	2	167	—	334 修士(理学) 修士(工学)	1.15	平成31	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	理工学研究科(博士後期課程)								
	理工学専攻	3	20	—	60 博士(理学) 博士(工学)	0.98	令和3	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
	農学研究科(修士課程)								
	生物資源科学専攻	2	32	—	64 修士(農学)	1.19	平成31	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	

名 称 : アドミッションセンター
目 的 : 入学者選抜、入試広報、高大接続等に関する企画、立案等の業務を行うとともに、学部及び研究科で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成19年10月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 76 m ²
名 称 : ウェルビーイング創造センター
目 的 : 学生及び地域に住む人々に対し、包括的な切れ目ない学修支援、キャリア形成支援及びリカレント教育支援を実施することにより、学修者のウェルビーイングを深化させることを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 令和6年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 228 m ²
名 称 : 國際交流推進センター
目 的 : 部局及び地域社会と連携し一体となって、海外の教育研究機関との国際交流の進展に寄与することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成23年10月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 318 m ²
名 称 : ダイバーシティ推進室
目 的 : 本法人のダイバーシティの推進を目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成29年5月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 25 m ²
名 称 : リージョナルイノベーションセンター
目 的 : 本法人の学術を振興し、知的財産の創出及び活用を図ることにより、产学地域連携を推進するとともに、イノベーションを創出する中核的拠点として、本学の研究及び社会連携の機能を強化し、地域産業の発展、地域人材の育成及び地域社会に寄与することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成29年10月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 212 m ²
名 称 : 全学教育機構
目 的 : 本学の共通教育、国際教育及び高等教育開発並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成23年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 9,205 m ²
名 称 : 附属図書館
目 的 : 教育、研究及び社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料はじめ学術情報を収集し、整理、作成、保存して提供することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成元年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 7,433 m ²
名 称 : 美術館
目 的 : 本学の目的、使命にのっとり、本学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な芸術資料等を収集、保存、管理及び調査し、並びに展示公開することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成25年6月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 1,473 m ²
名 称 : 保健管理センター
目 的 : 本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 昭和45年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 673 m ²
名 称 : 海洋エネルギー研究所
目 的 : 共同利用・共同研究拠点として、海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い、かつ、全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で、センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用及び研究に供することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地、佐賀県伊万里市山代町久原字平尾1番48号
設 置 年 月 : 平成14年4月
規 模 等 : 土地 11,168 m ² 建物 4,698 m ²

附属施設の概要

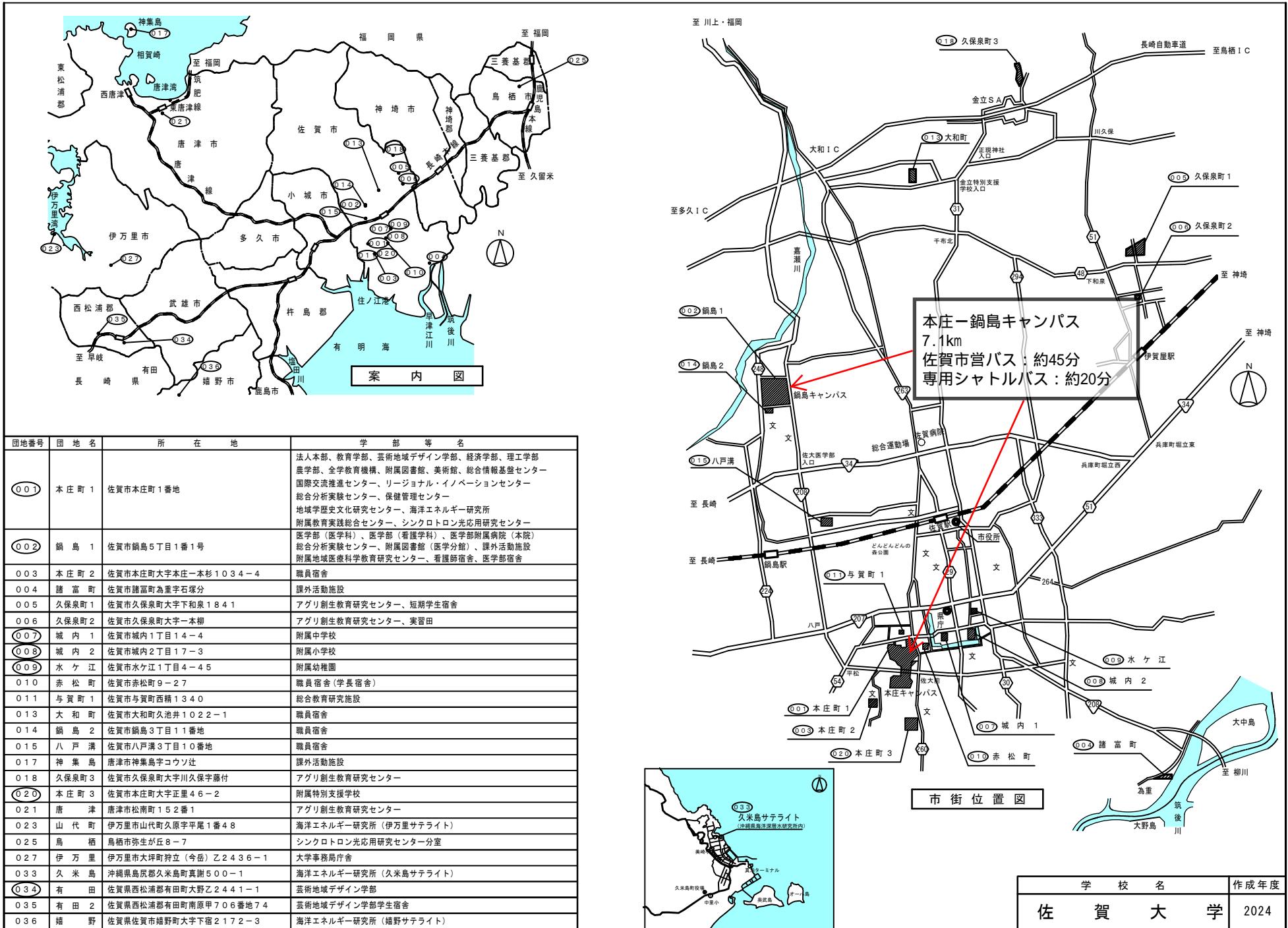
名 称 : 総合分析実験センター
目 的 : 生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し、各部門が有機的な連携を保ちつつ、教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として、学際的・複合的な領域研究にも対応できる教育・研究支援体制の実現を目指すことを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成14年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 6,332
名 称 : 総合情報基盤センター
目 的 : 本学の学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、本学の共通的情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図ることを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成18年2月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 1,063 m ²
名 称 : シンクロトロン光応用研究センター
目 的 : 本学の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成13年6月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 385 m ²
名 称 : 地域学歴史文化研究センター
目 的 : 地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、本学の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成18年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 177 m ²
名 称 : 教育学部附属幼稚園
目 的 : 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目4番45号
設 置 年 月 : 昭和45年4月
規 模 等 : 土地 3,423m ² 建物 744 m ²
名 称 : 教育学部附属小学校
目 的 : 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市城内2丁目17番3号
設 置 年 月 : 昭和24年5月
規 模 等 : 土地 18,008 m ² 建物 5,624 m ²
名 称 : 教育学部附属中学校
目 的 : 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市城内1丁目14番4号
設 置 年 月 : 昭和24年5月
規 模 等 : 土地 22,394 m ² 建物 6,379 m ²
名 称 : 教育学部附属特別支援学校
目 的 : 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町正里46番2号
設 置 年 月 : 昭和53年4月
規 模 等 : 土地 19,915 m ² 建物 3,677 m ²
名 称 : 教育学部附属教育実践総合センター
目 的 : 附属学校（園）等、学内外の関係機関との連携のもとに、教育臨床、教育実践及び教職支援に関する理論的・実践的研究及び指導を行い、教育実践の向上に資することを目的とする。
所 在 地 : 佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月 : 平成14年4月
規 模 等 : 土地 - m ² 建物 456 m ²

名 称	医学部附属病院
目 的	医学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに、医療を通して医学の水準及び地域医療の向上に寄与することを目的とする。
所 在 地	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
設 置 年 月	昭和56年4月
規 模 等	土地 108,208 m ² 建物 80,325 m ²
名 称	医学部附属地域医療科学教育研究センター
目 的	本学における教育研究の先導的組織として、地域医療機関、保健行政機関等との連携を基盤に、地域包括医療の高度化等に関する総合的、学際的な教育研究を行うとともに、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を発展させることを目的とする。
所 在 地	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
設 置 年 月	平成15年4月
規 模 等	土地 - m ² 建物 951 m ²
名 称	医学部附属先端医学研究推進支援センター
目 的	本学部における医学研究活動をより一層推進するため、学際分野を含む医学研究の先端的・中心的な役割を担い、もって学内外への情報発信を行うとともに、本学部における教育研究の基盤となる高度な技術的支援とその研鑽を組織的に行うことにより、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を発展させることを目的とする。
所 在 地	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
設 置 年 月	平成19年4月
規 模 等	土地 - m ² 建物 38 m ²
名 称	農学部附属アグリ創生教育研究センター
目 的	農学部の附属教育研究施設として、学内外の関係機関との連携のもとに、アグリ創生に関する教育及び研究を行い、農業・医療・環境修復等の地域社会ニーズに対応した学際的な国際化戦略の向上に資することを目的とする。
所 在 地	佐賀県佐賀市久保泉町下和泉1841番地、佐賀県唐津市松南町152番1号
設 置 年 月	平成24年10月
規 模 等	土地 180,840 m ² 建物 4,111m ²
名 称	神集島合宿研修所
目 的	本学学生の集団行動における訓練の場として、学生相互あるいは教職員との共同生活を通じて、学生の人間形成に資することを目的とする。
所 在 地	佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430番地
設 置 年 月	昭和48年3月
規 模 等	土地 9,940 m ² 建物 205 m ²

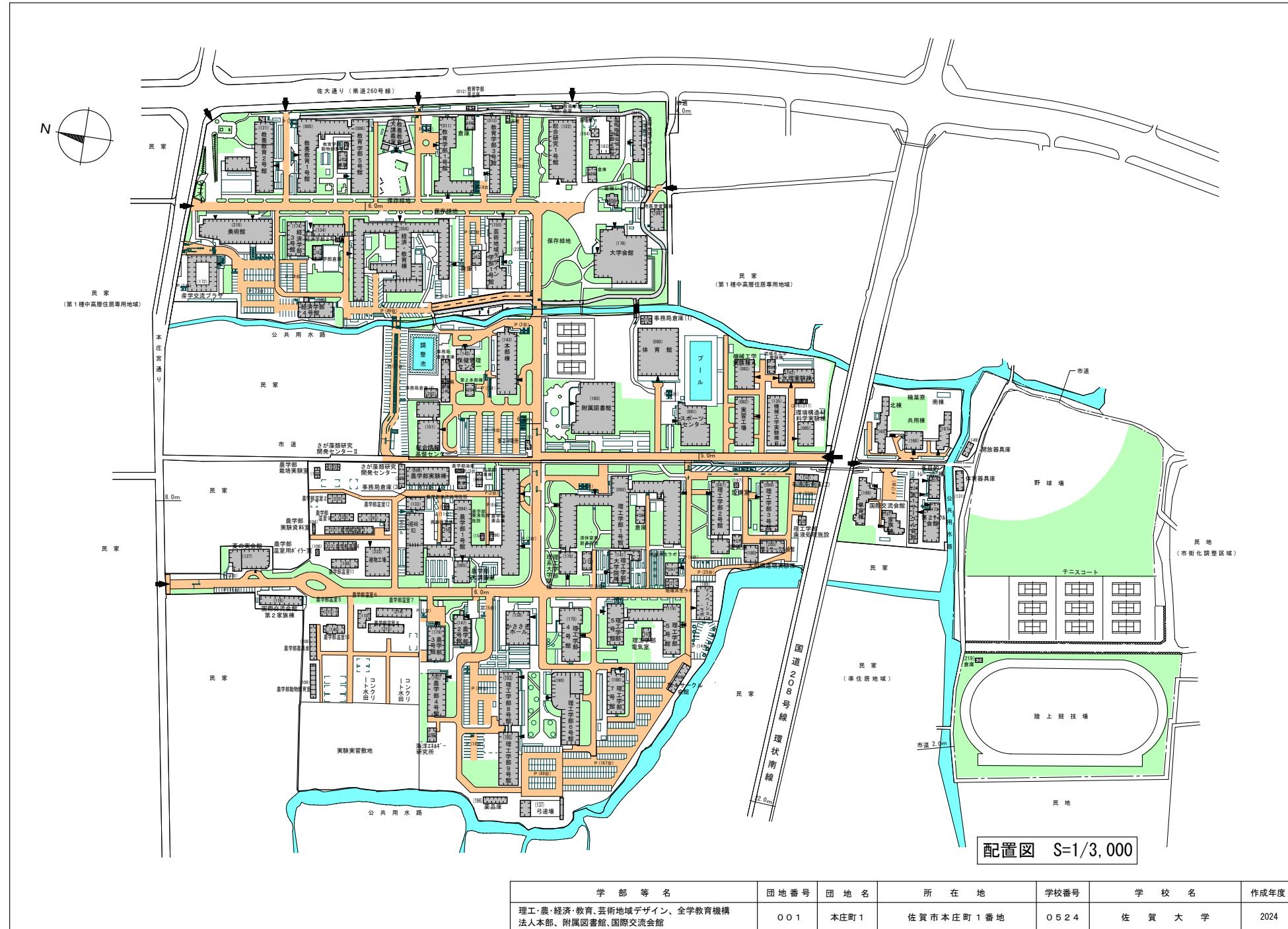
国立大学法人佐賀大学 設置認可等に関する組織の移行表

令和 6 年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和 7 年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
佐賀大学				佐賀大学				
教育学部				教育学部				
学校教育課程	120		480	学校教育課程	120		480	
芸術地域デザイン学部				芸術地域デザイン学部				
芸術地域デザイン学科	110	3年次 5	450	芸術地域デザイン学科	110	3年次 5	450	
経済学部				経済学部				
経済学科	110	—	440	経済学科	110	—	440	
経営学科	80	—	320	経営学科	80	—	320	
経済法学科	70	—	280	経済法学科	70	—	280	
医学部				医学部				
医学科	98	—	588	医学科	101	—	591	定員変更（7）
看護学科	60	—	240	看護学科	60	—	240	
理工学部				理工学部				
理工学科	510	3年次 15	2,070	理工学科	510	3年次 15	2,070	
農学部				農学部				
生物資源学科	145	—	580	生物資源学科	145	—	580	
計	1,303	20	5,448	計	1,306	20	5,451	
佐賀大学大学院				佐賀大学大学院				
学校教育学研究科				学校教育学研究科				
教育実践探究専攻（P）	20	—	40	教育実践探究専攻（P）	20	—	40	
地域デザイン研究科				地域デザイン研究科				
地域デザイン専攻（M）	20	—	40	地域デザイン専攻（M）	20	—	40	
医学系研究科				医学系研究科				
医科学専攻（D）	25	—	100	医科学専攻（D）	25	—	100	
先進健康科学研究科				先進健康科学研究科				
先進健康科学専攻（M）	52	—	104	先進健康科学専攻（M）	52	—	104	
理 工 学 研 究 科	—			理 工 学 研 究 科	—			
理工学専攻（M）	167	—	334	理工学専攻（M）	167	—	334	
理工学専攻（D）	20	—	60	理工学専攻（D）	20	—	60	
農学研究科				農学研究科				
生物資源科学専攻（M）	32	—	64	生物資源科学専攻（M）	32	—	64	
計	336	—	742	計	336	—	742	

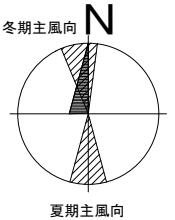
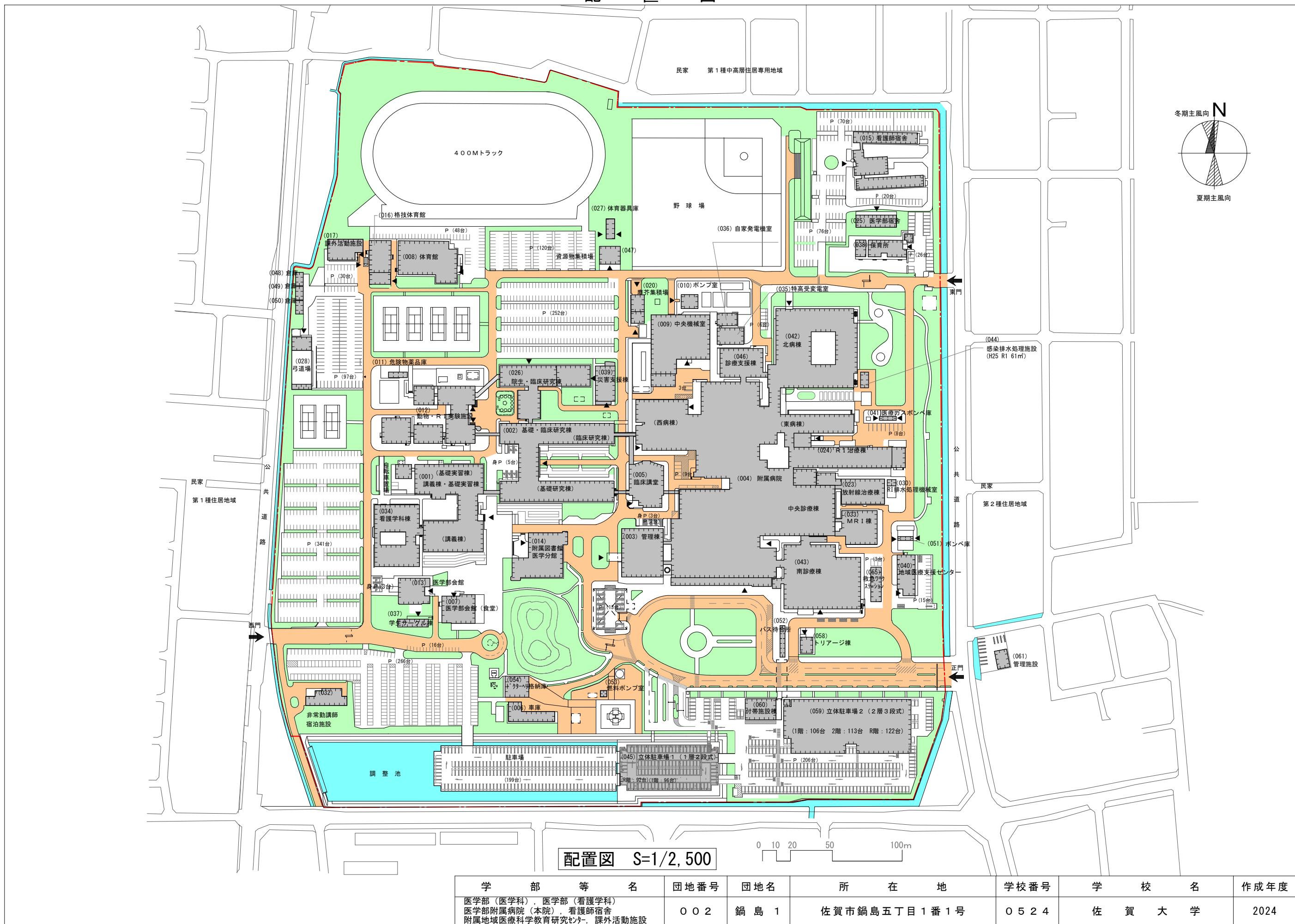
案内図



配置図

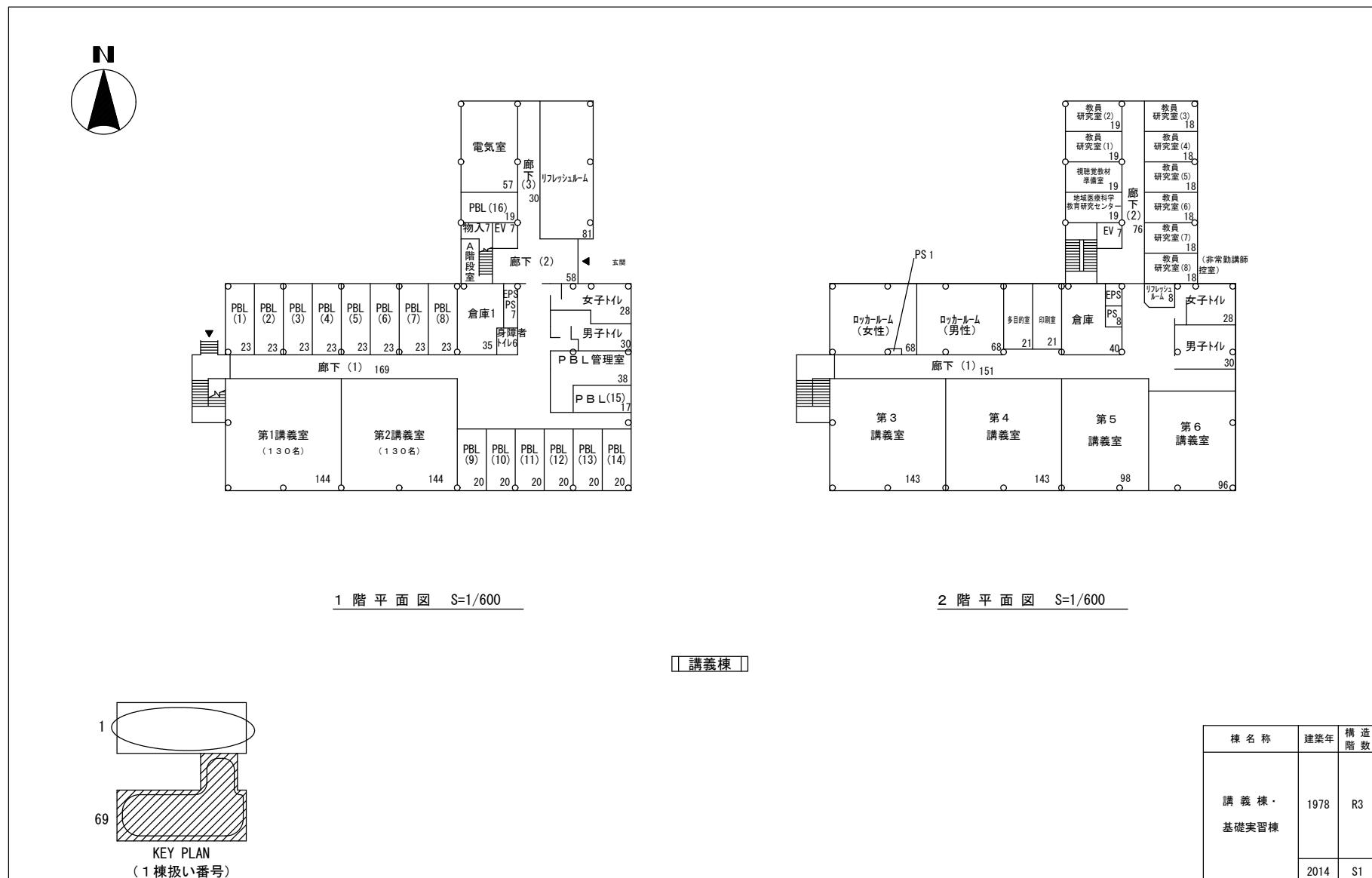


配置図



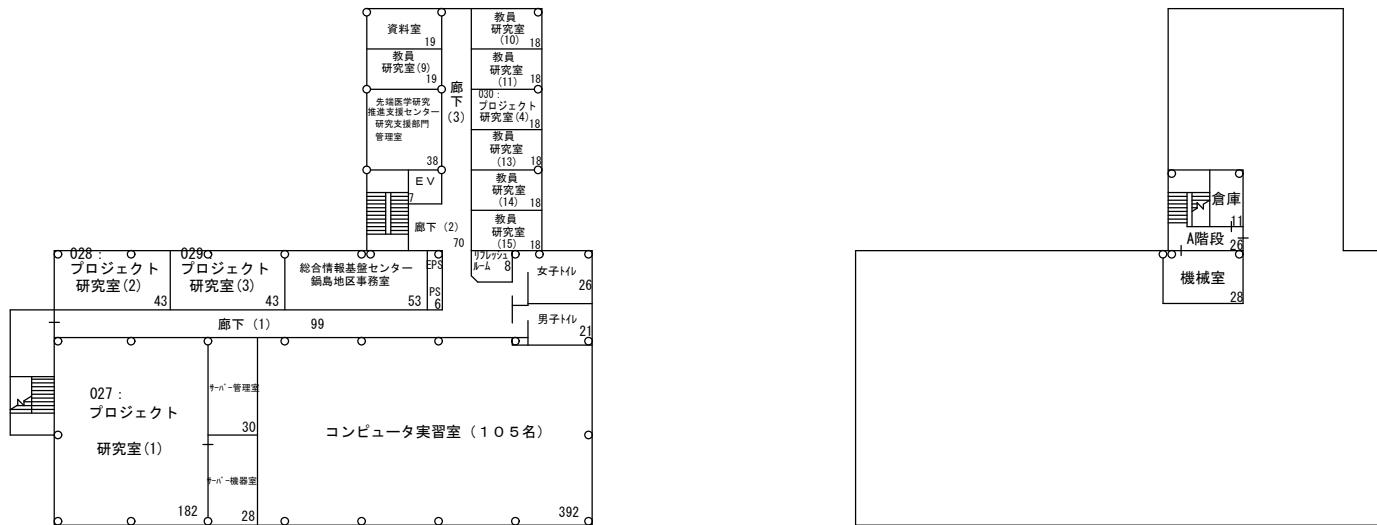
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001



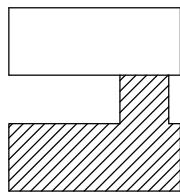
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001



3階平面図 S=1/600

屋階平面図 S=1/600



KEY PLAN

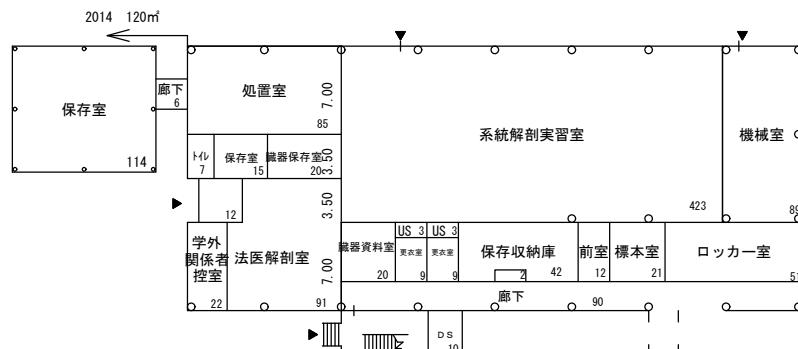
■ 講義棟 ■

棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001

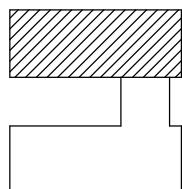


生体構造機能学
(解剖学・人類学)



社会医学
(法医学)

1階平面図 S=1/600



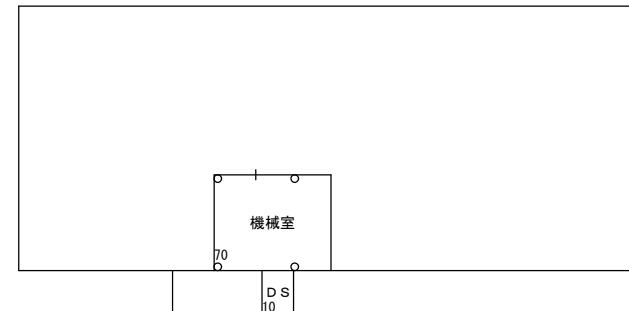
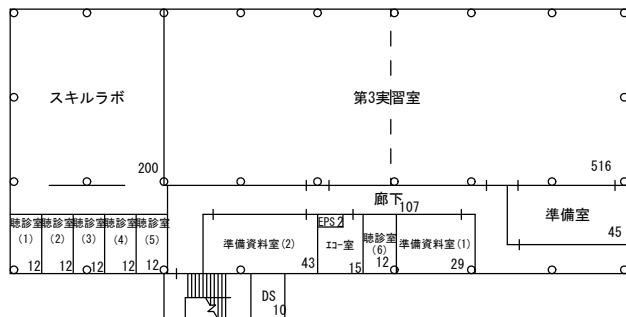
KEY PLAN

基礎実習棟

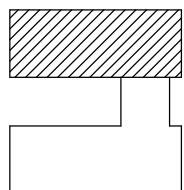
2階平面図 S=1/600

棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001



3階平面図 S=1/600



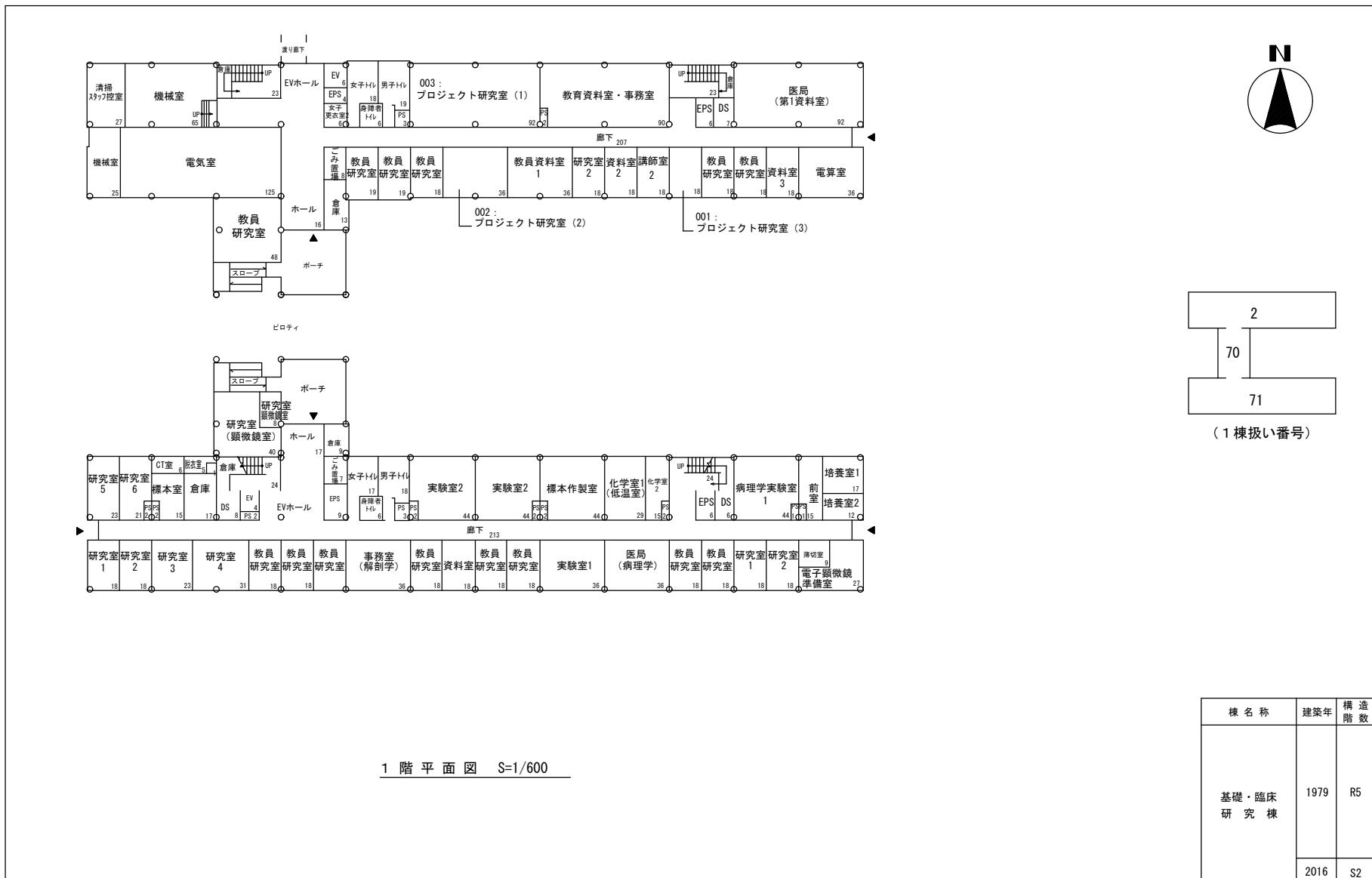
KEY PLAN

基礎実習棟

屋階平面図 S=1/600

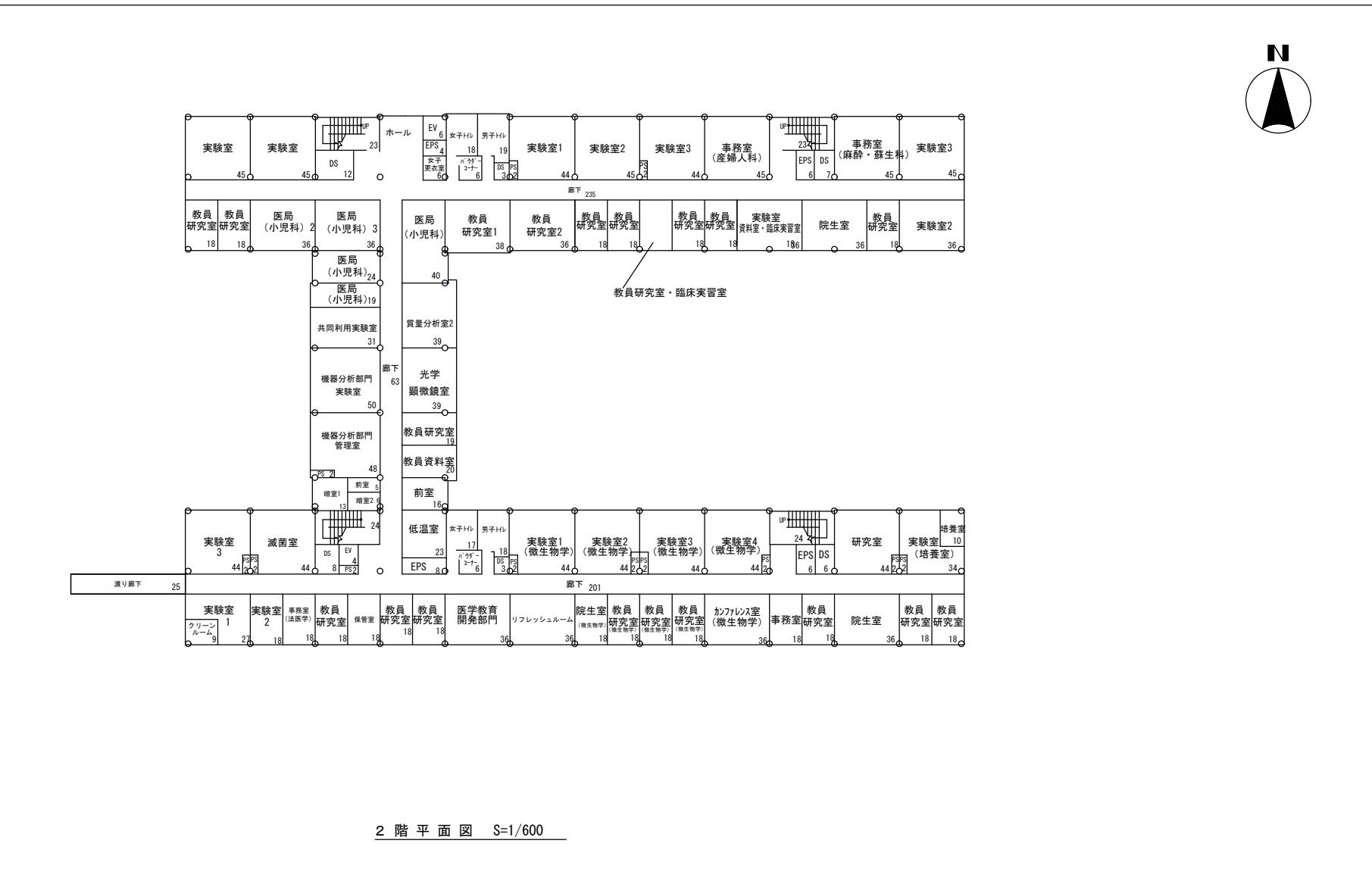
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



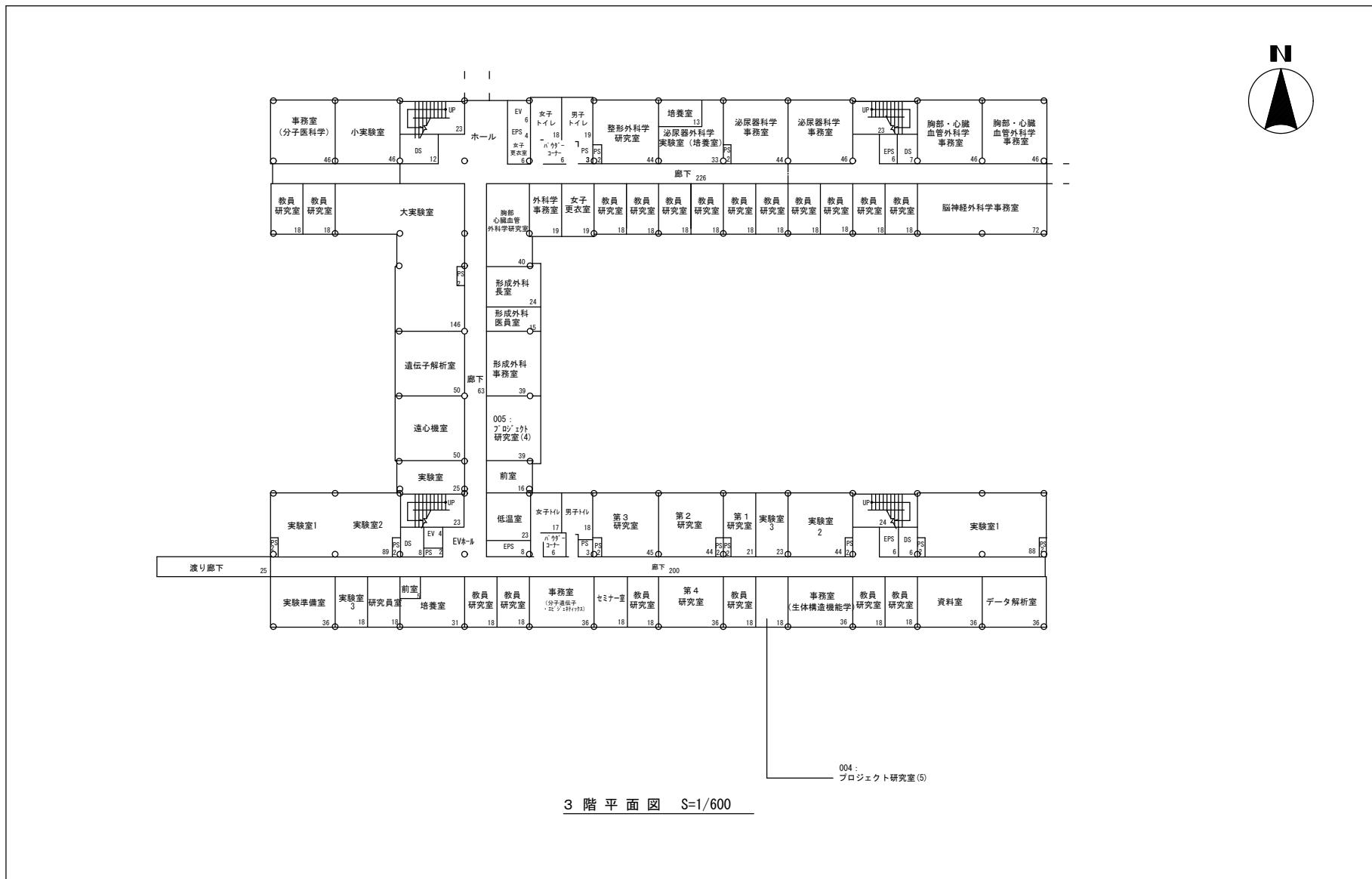
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



棟別平面図

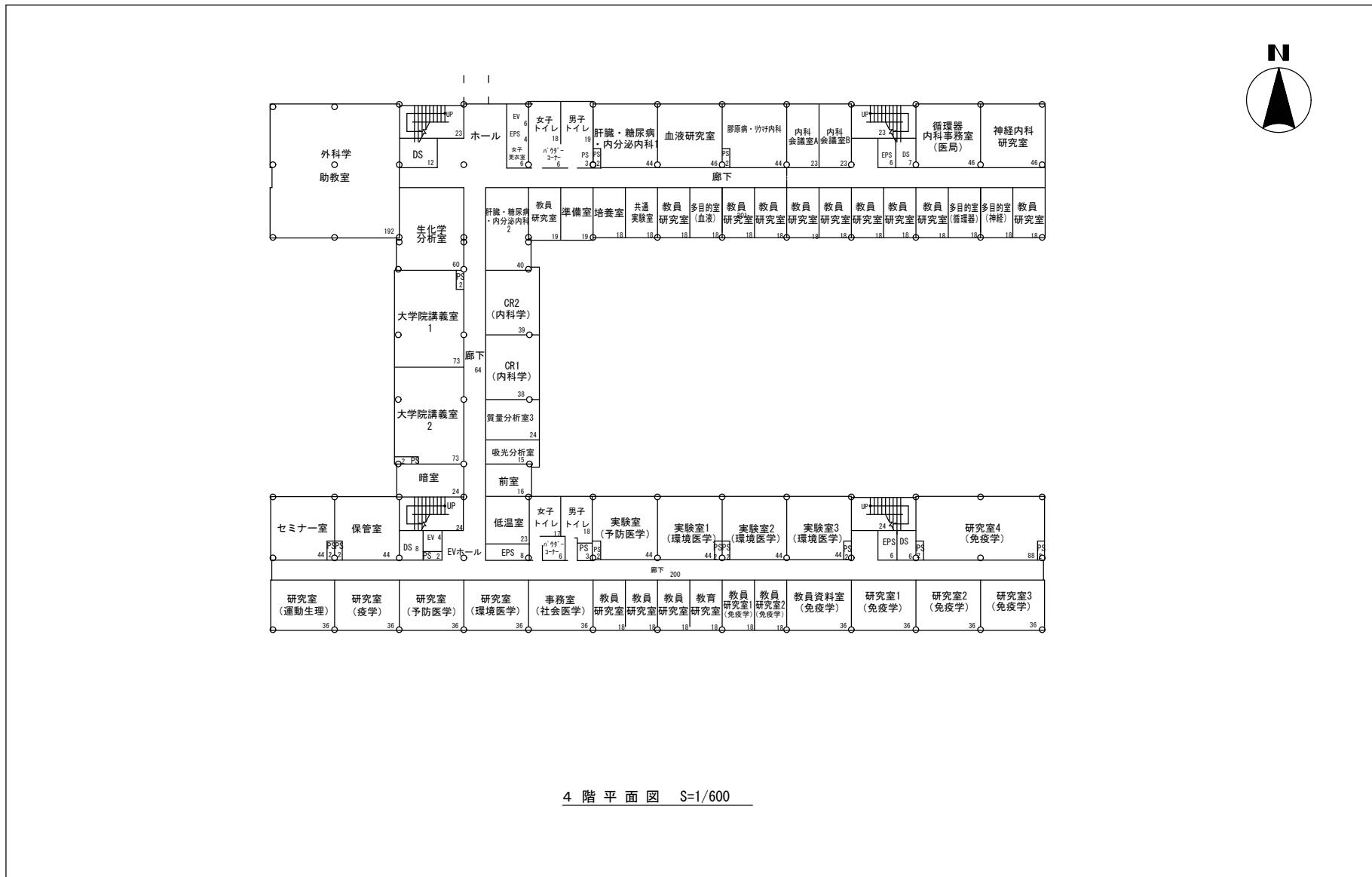
学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



3階平面図 S=1/600

棟別平面図

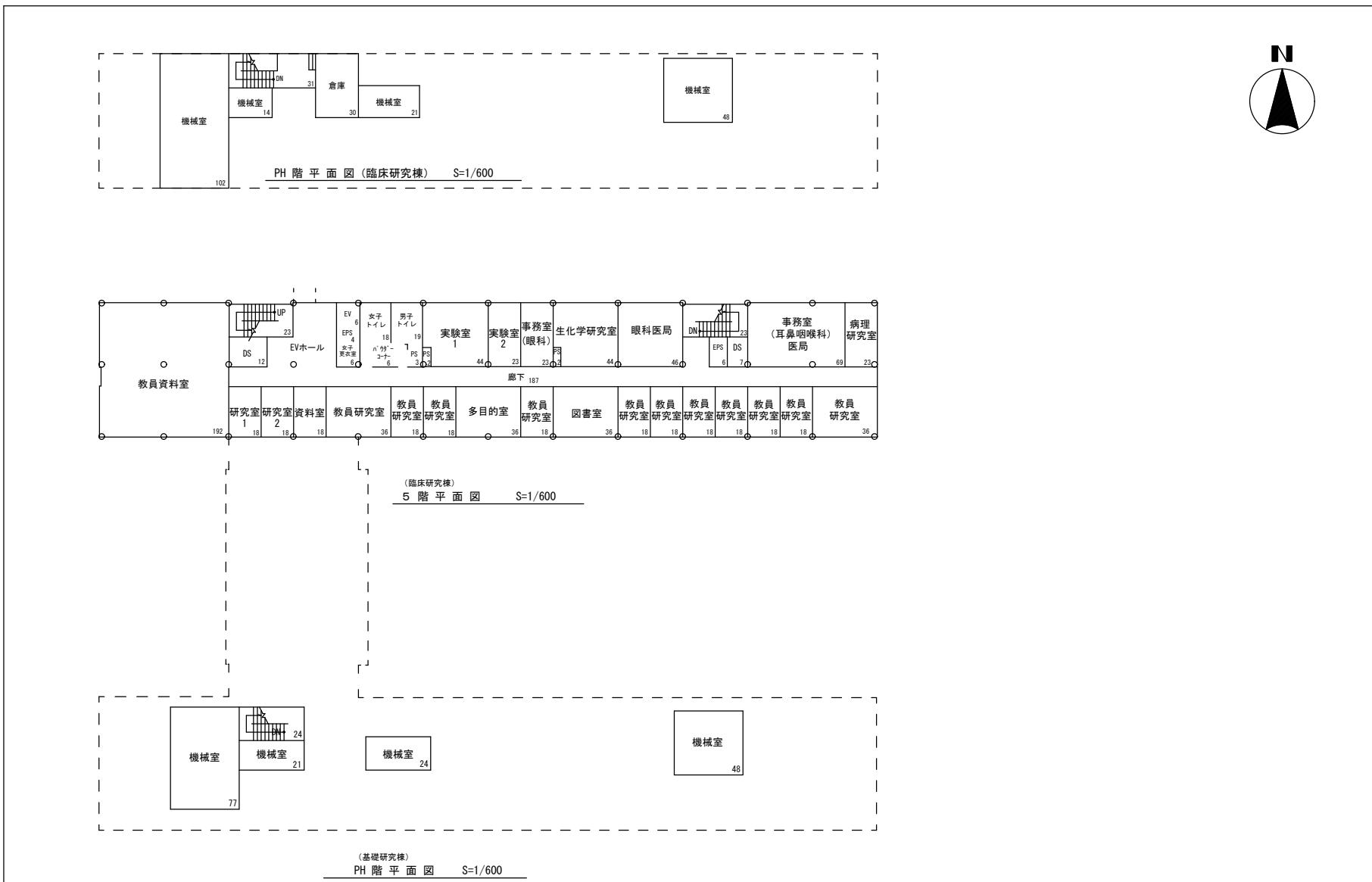
学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



4階平面図 S=1/600

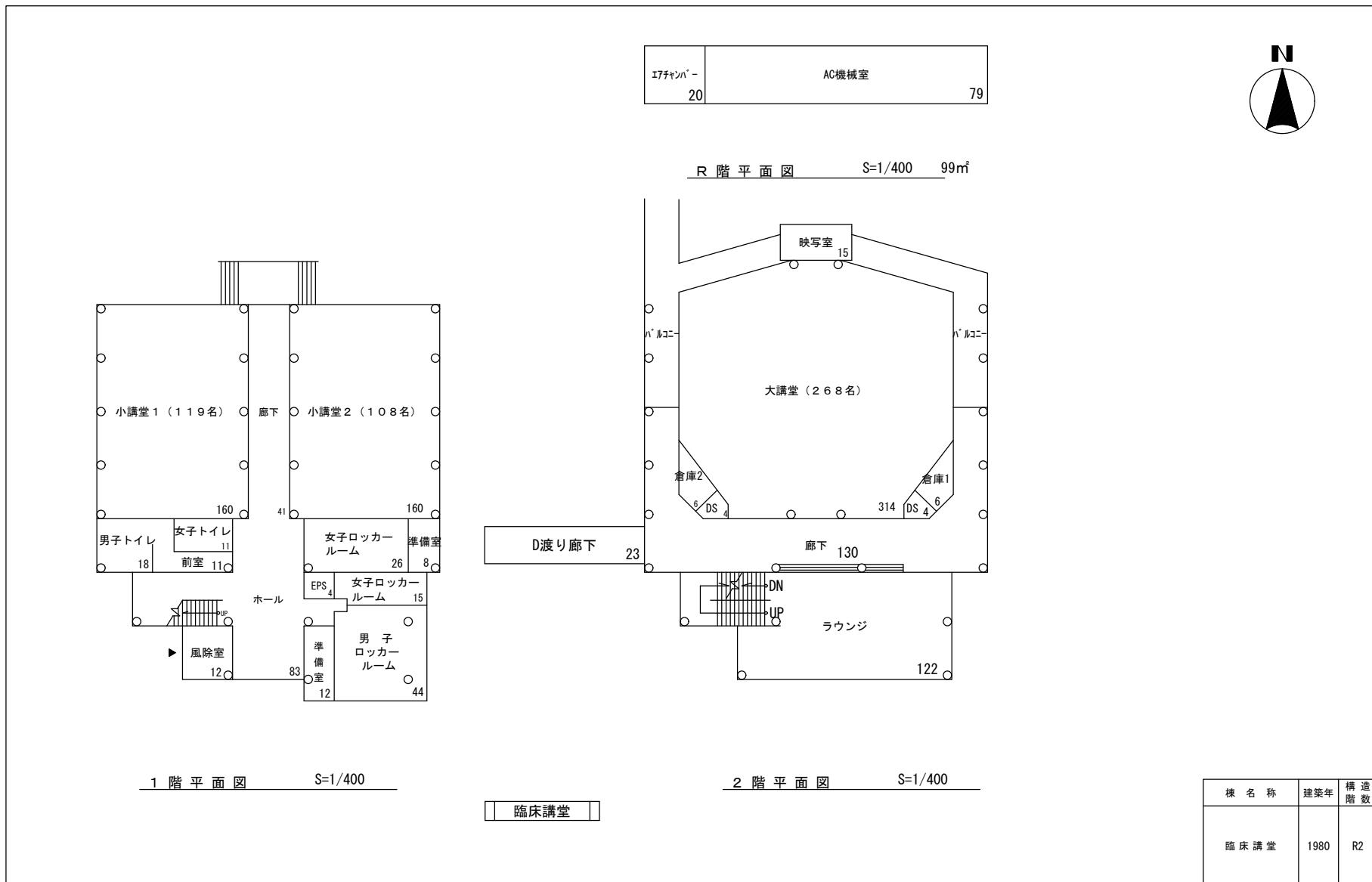
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



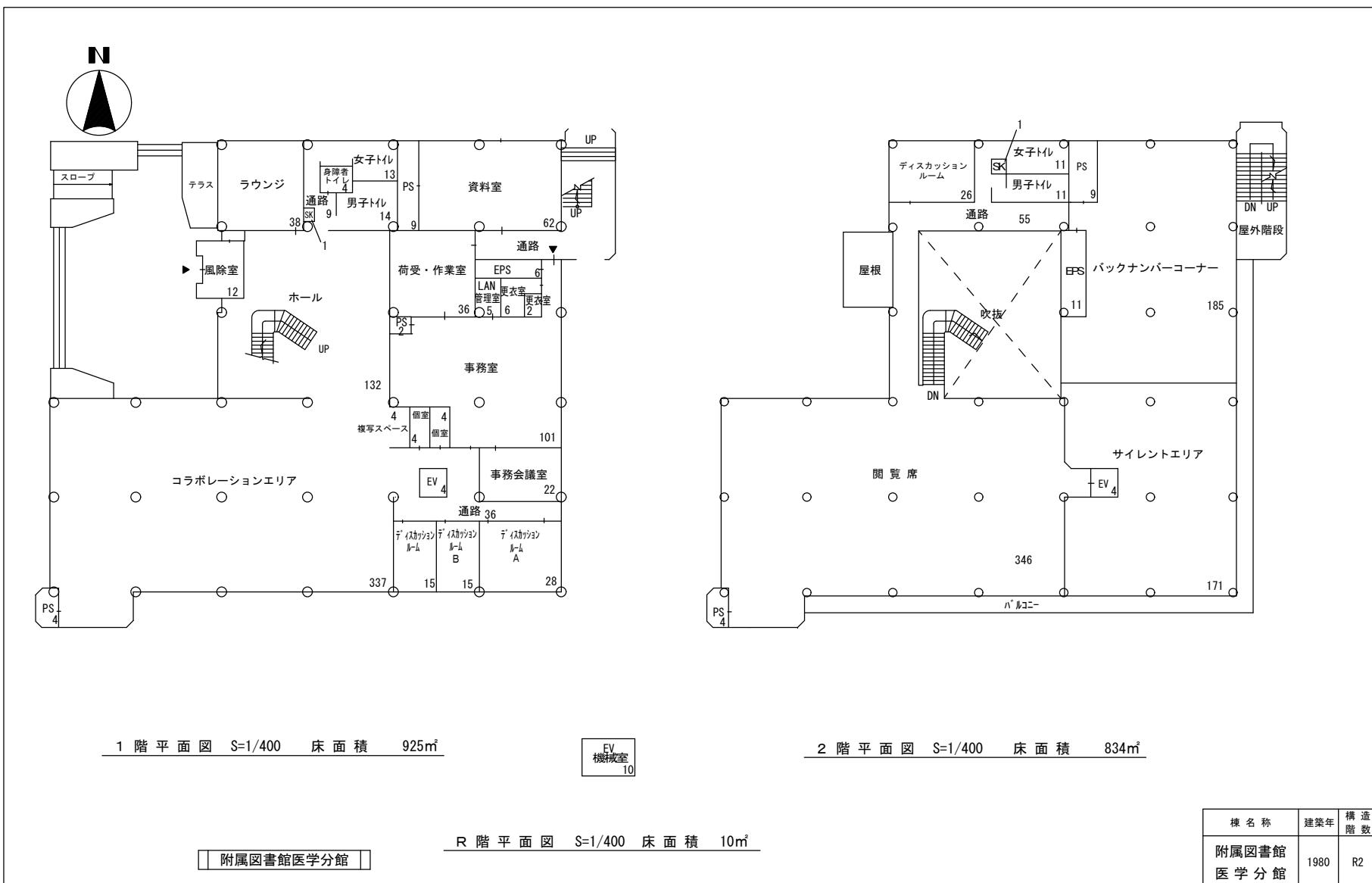
棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	005



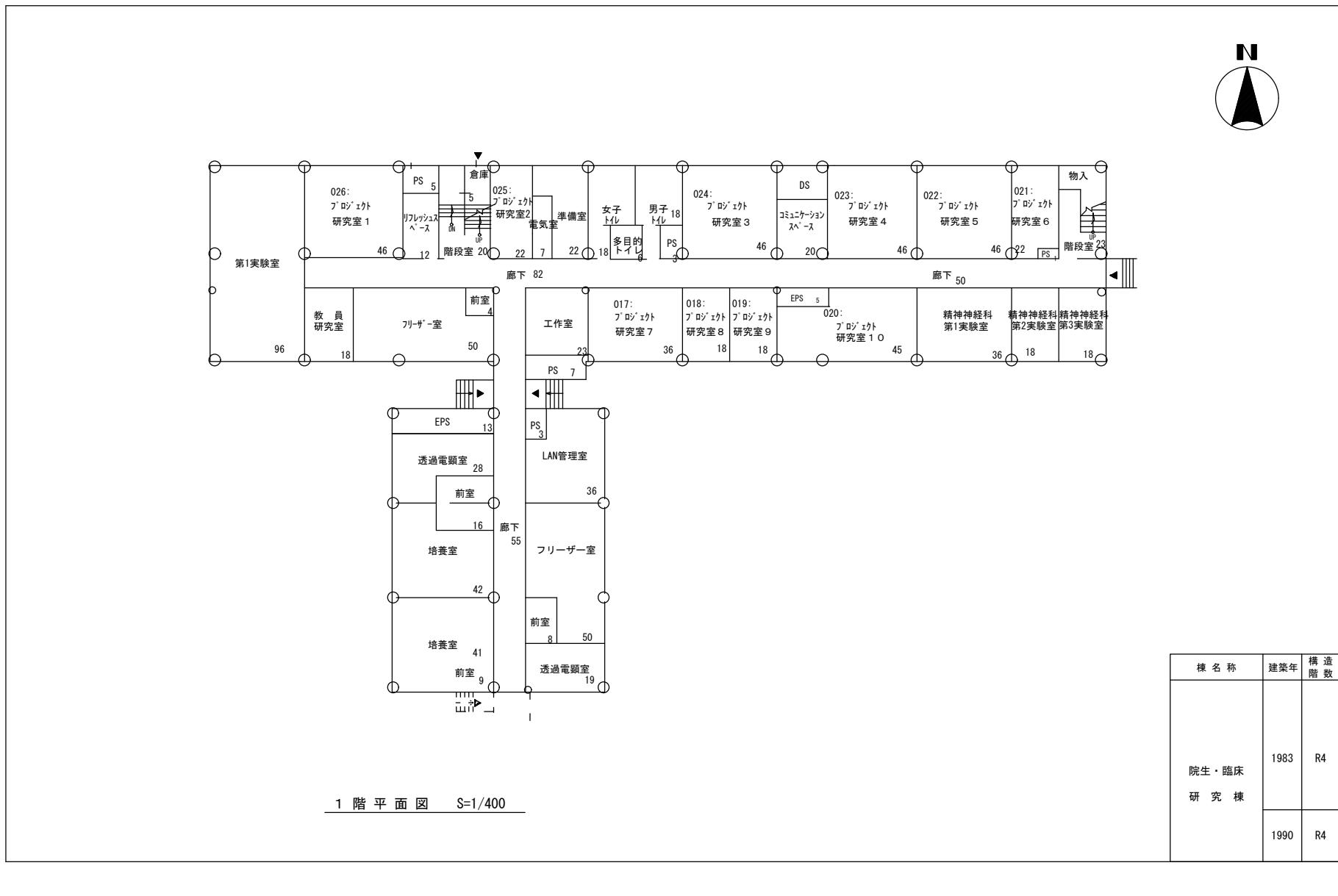
棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	014



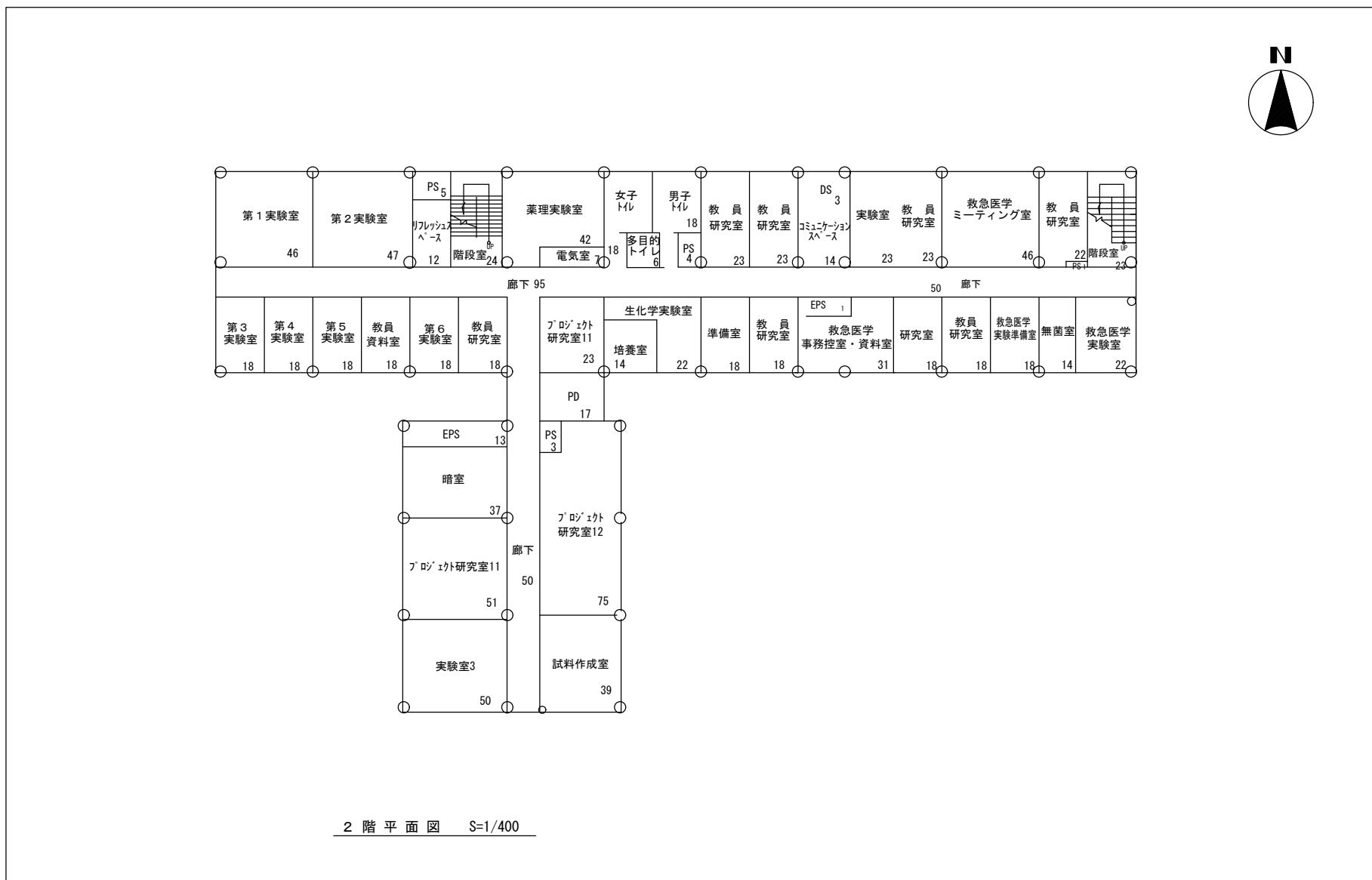
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



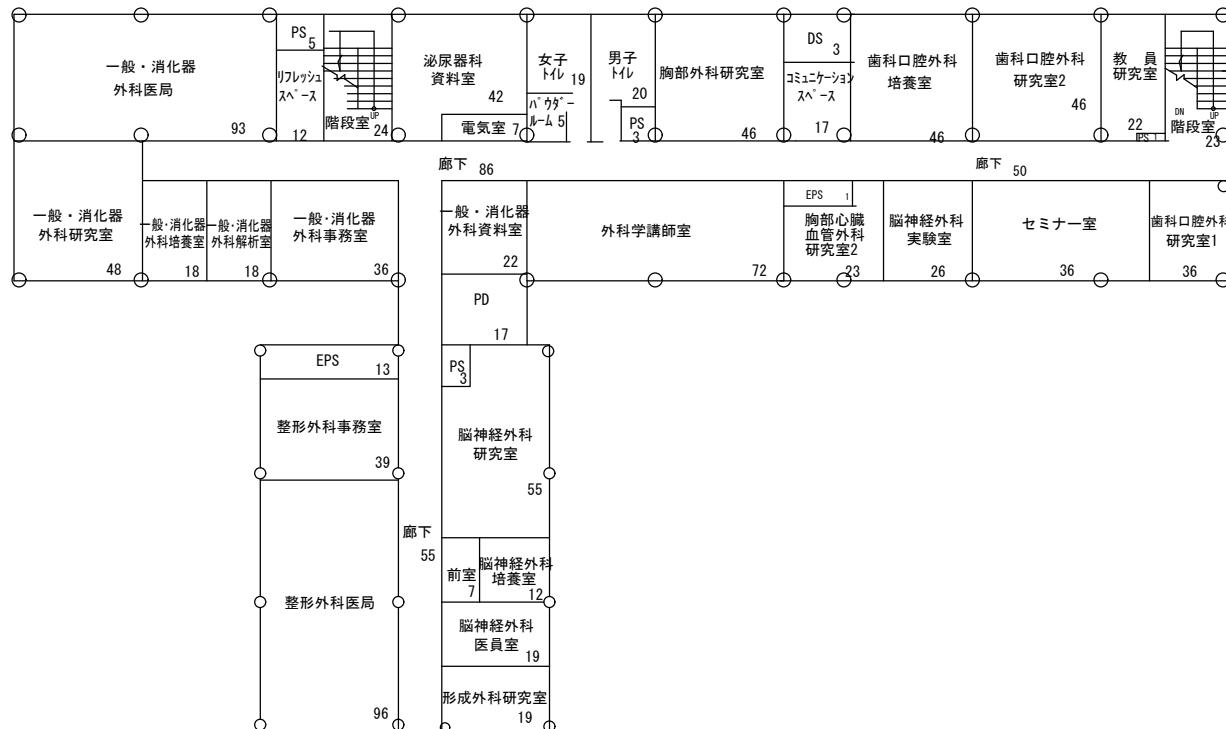
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



棟別平面図

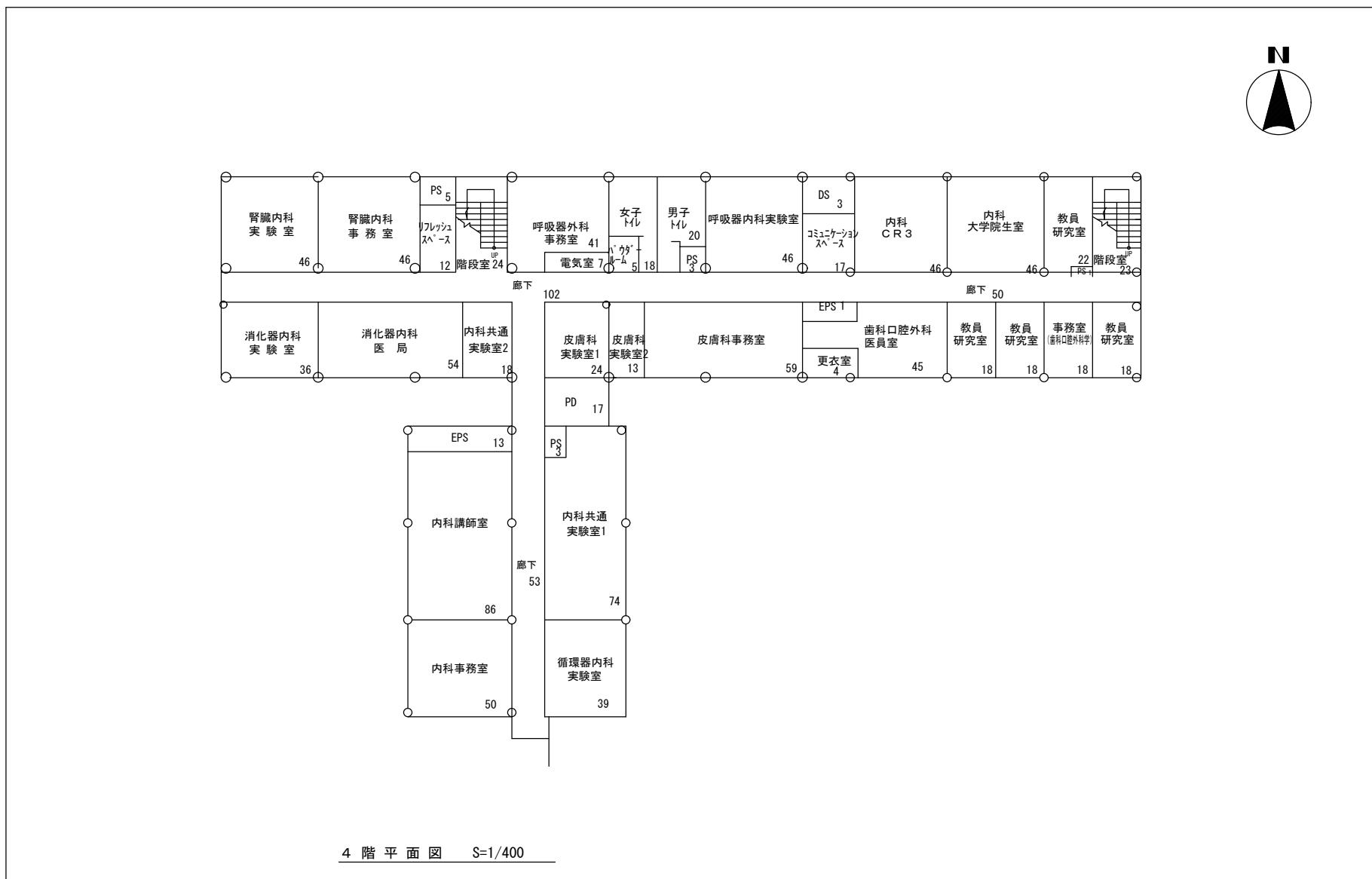
学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



3階平面図 S=1/400

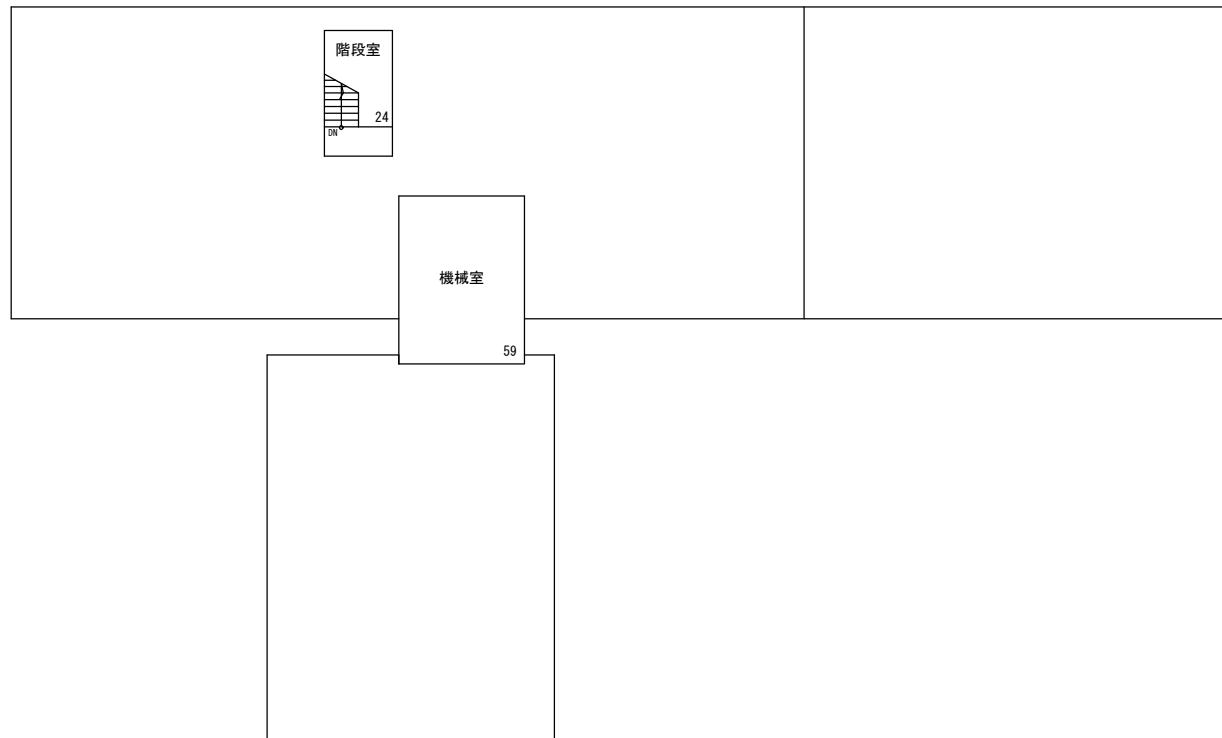
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



棟 別 平 面 図

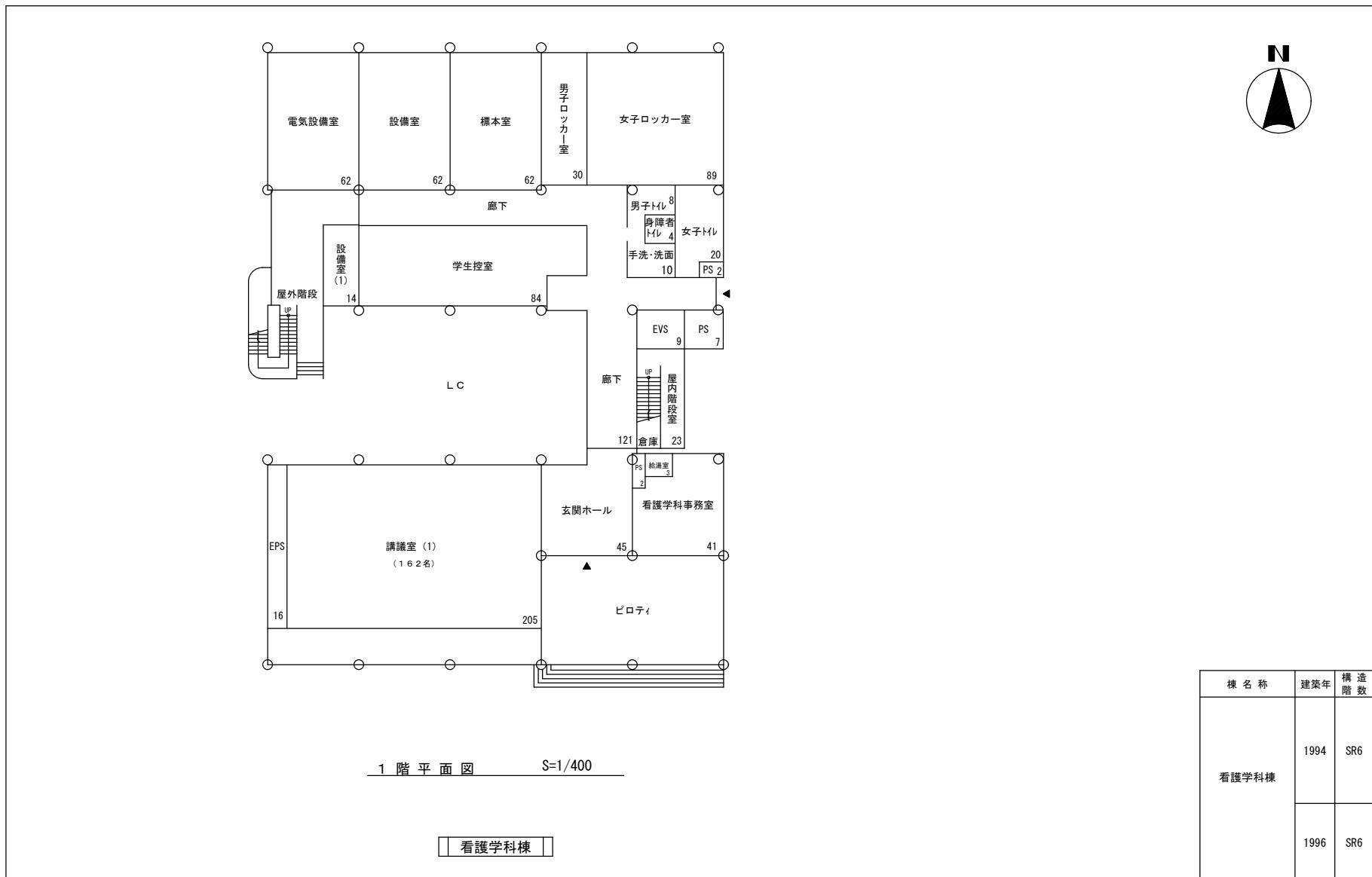
学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



RF 階 平 面 図 S=1/400

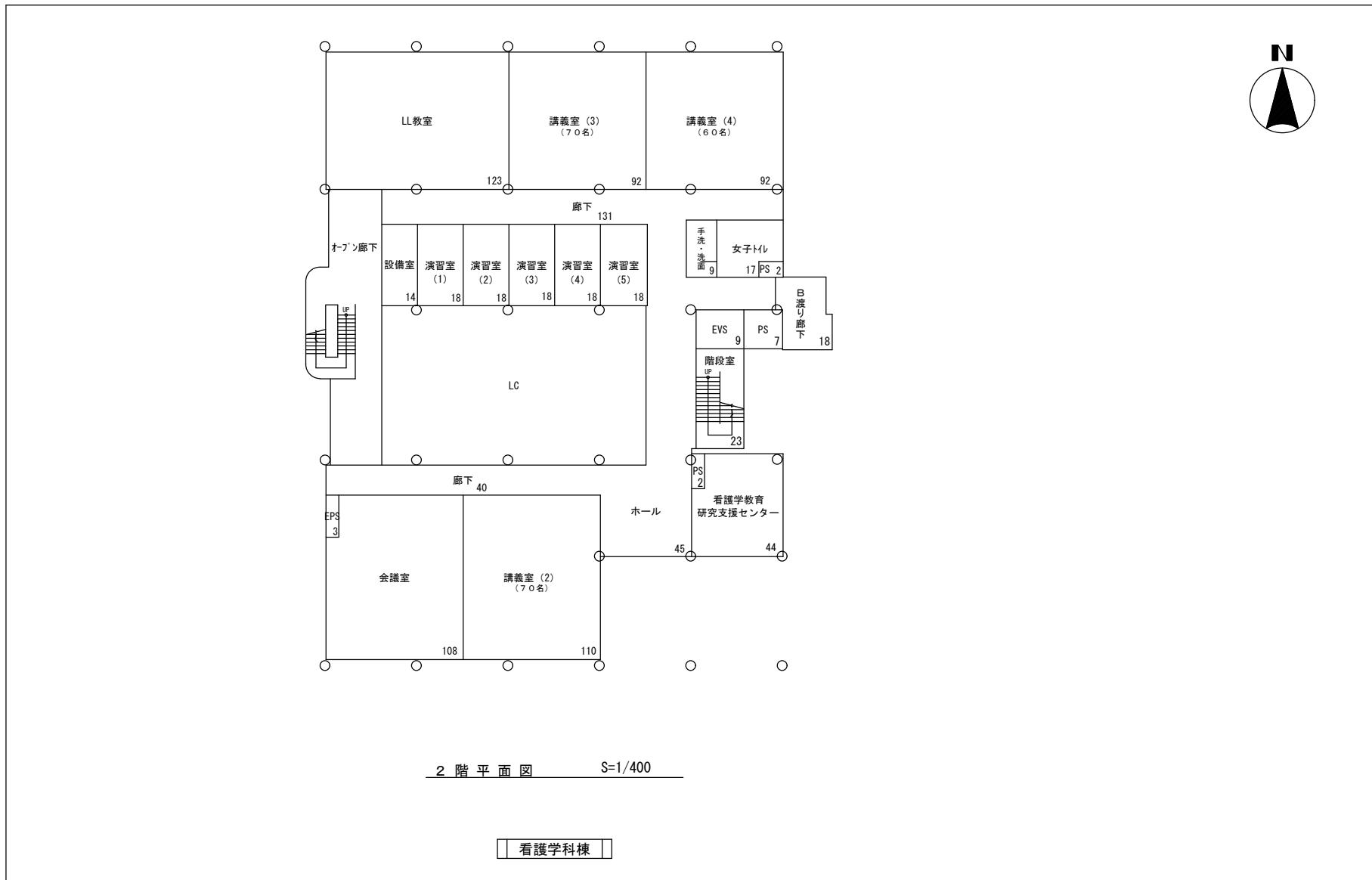
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



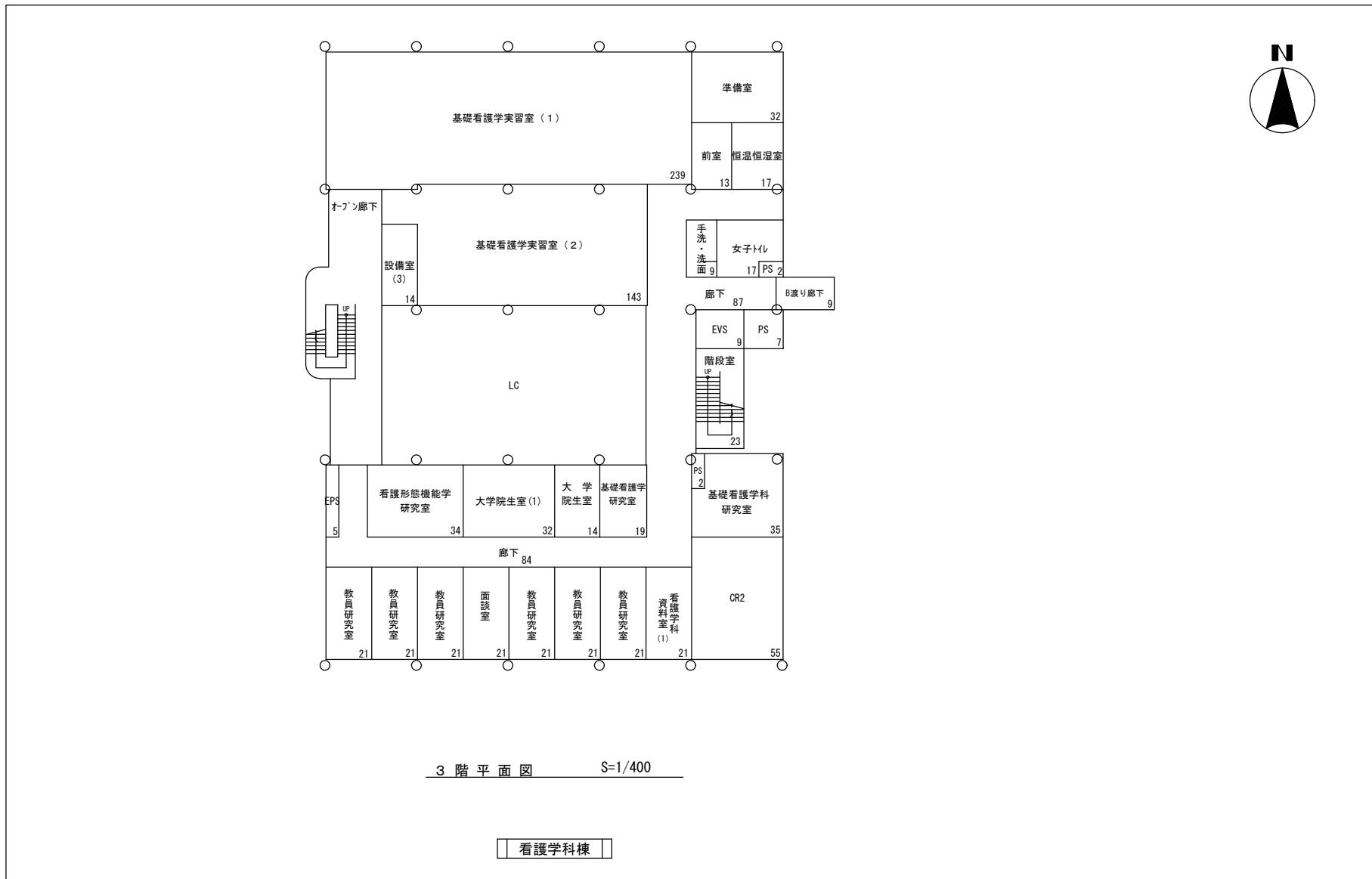
棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



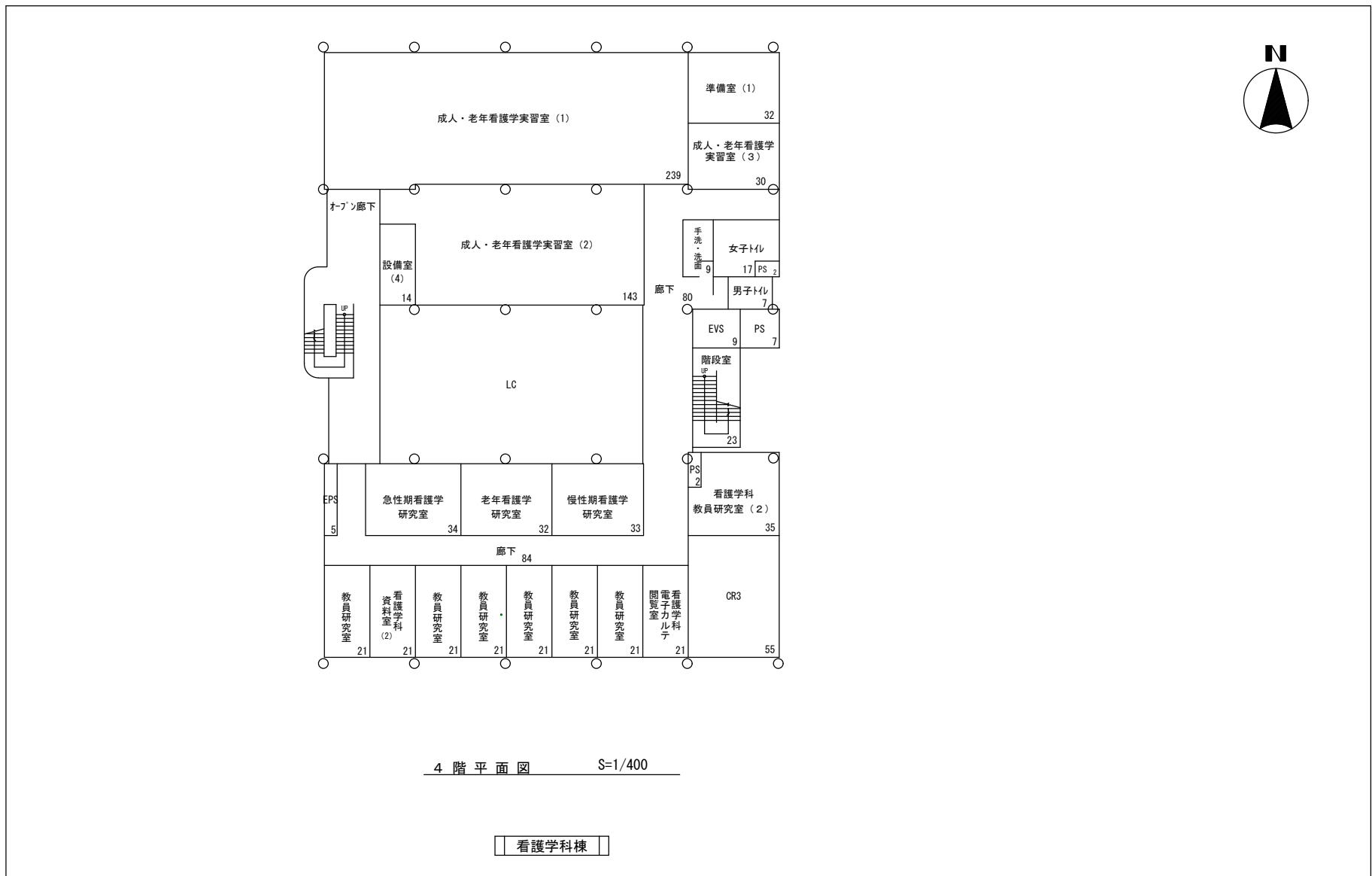
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



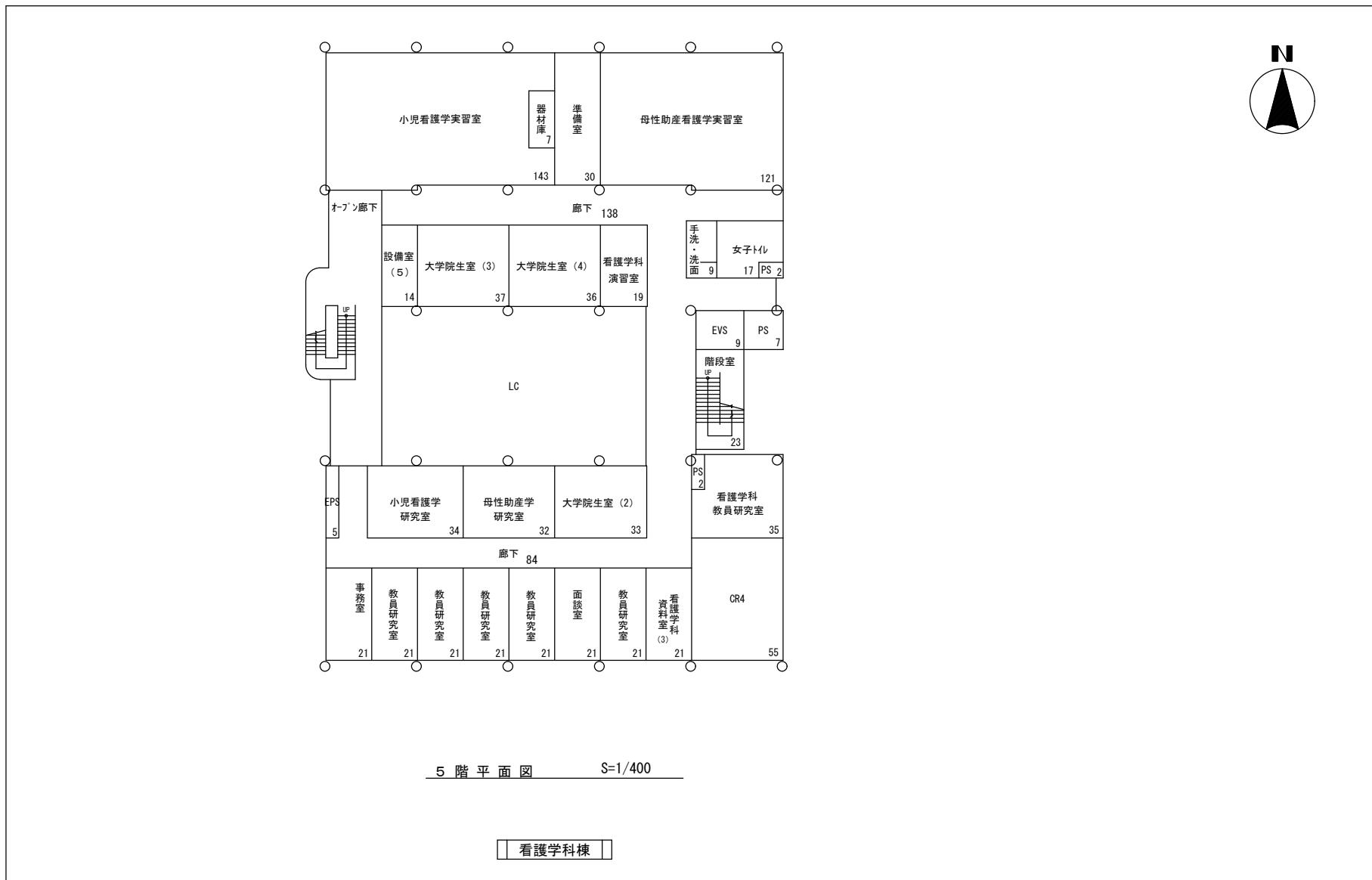
棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



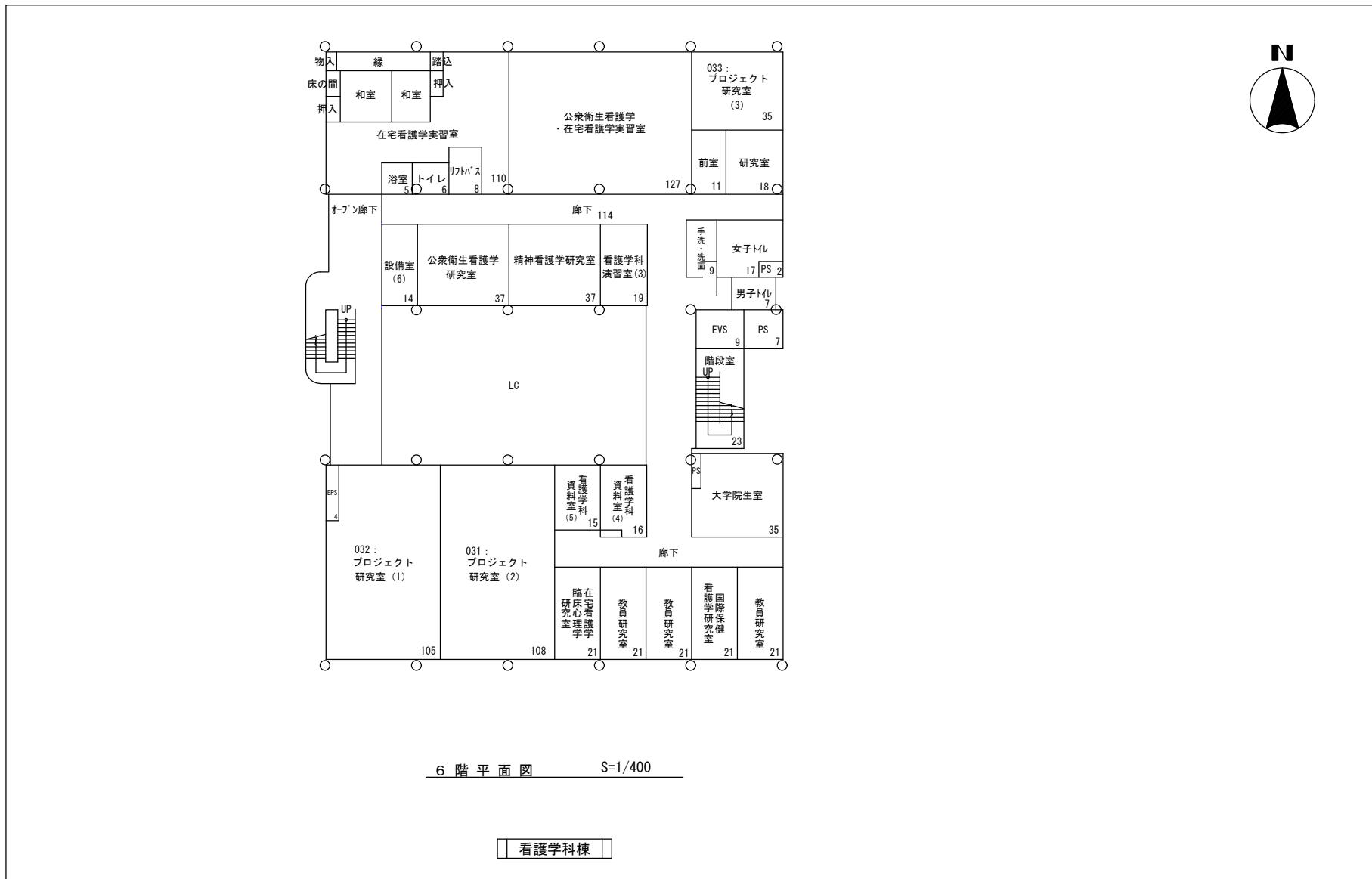
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



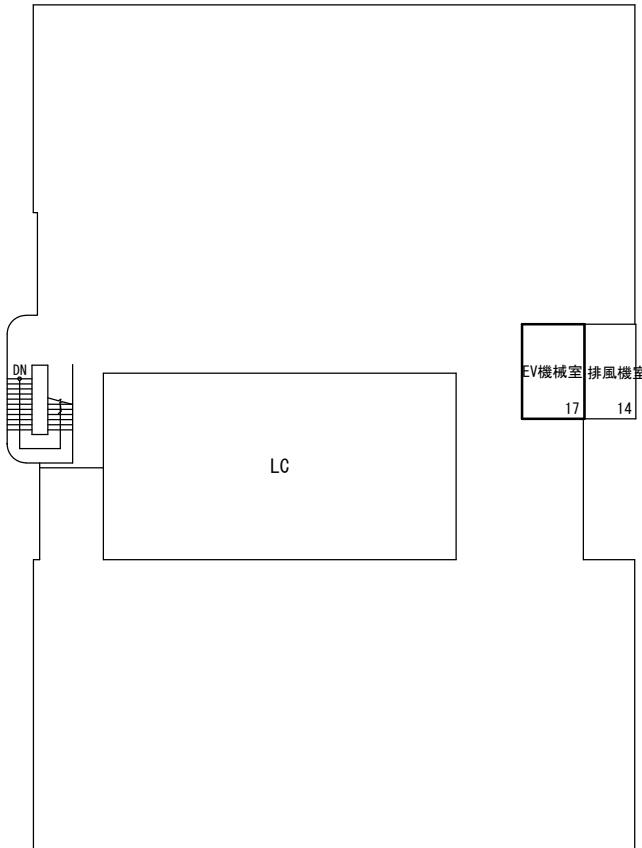
棟別平面図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



棟 別 平 面 図

学校番号	学校名	団地番号	団地名	棟番号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



RF階 平面図 S=1/400

看護学科棟

佐賀大学学則（改正案）

（平成16年4月1日制定）

目次

第1章 総則

第1節 趣旨、目的及び方針（第1条－第2条の2）

第2節 学部（第3条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限（第4条－第7条）

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学（第8条－第15条）

第3節 教育課程及び履修方法（第16条－第21条）

第4節 単位の授与等（第22条－第27条）

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍（第28条－第34条）

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得（第35条－第37条）

第7節 賞罰（第38条・第39条）

第8節 学生証（第40条）

第9節 厚生施設（第41条）

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第42条－第44条）

第11節 外国人留学生（第45条）

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第46条－第57条）

第13節 公開講座（第58条）

第3章 改正（第59条）

附 則

第1章 総則

第1節 趣旨、目的及び方針

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学（以下「本学」という。）の学部並びに学科及び課程の目的、学部の入学定員、修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（方針）

第2条の2 本学は、本学、学部又は学科若しくは課程ごとに、前条及び次条第3項に規

定する目的を踏まえて、次に掲げる方針を別に定めるものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受け入れに関する方針

第2節 学部

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

教育学部

芸術地域デザイン学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	入学定員	3年次編入 学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	120人		480人
	小 計	120人		480人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学 科 (3年次編入学)	110人		440人
	小 計	110人	5人	450人
経 濟 学 部	経済学科	110人		440人
	経営学科	80人		320人
	経済法学科	70人		280人
	小 計	260人		1,040人
医 学 部	医学科	98人		588人
	看護学科	60人		240人
	小 計	158人		828人
理 工 学 部	理工学科 (3年次編入学)	510人	15人	2,040人
	小 計	510人	15人	2,070人
	生物資源科学科	145人		580人
農 学 部	小 計	145人		580人

合	計	1, 303人	20人	5, 448人
---	---	---------	-----	---------

3 前項の学部及び当該学部に置く学科又は課程の目的は、各学部及び各学科又は課程ごとに別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限 (学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年の1月7日まで

2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。

4 臨時休業については、その都度関係学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(修業年限)

第6条 修業年限は、4年とする。ただし、第35条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、6年とする。

(在学年限)

第7条 在学年限は、8年とする。ただし、転入学、編入学又は再入学により入学した者は、第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項本文の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、10年とする。ただし、1年次及び2年次の在学年限は、同一年次において2年を超えることができない。

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学志願）

第 10 条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第 11 条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第 12 条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第 13 条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

（転入学、編入学及び再入学）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規

定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの

- (4) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (5) 学校教育法第 132 条の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (6) 学校教育法第 58 条の 2 の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）で編入学を志願するもの
- (7) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの
- (8) 本学を除籍された者で同一学部に再入学を志願するもの

2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

（転入学等の規定の準用）

第 15 条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第 10 条から第 13 条までの規定を準用する。

第 3 節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第 16 条 本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目及びインターフェース科目に区分する。
- 3 共通基礎科目は、外国語科目及び情報リテラシー科目に区分する。
- 4 専門教育科目の区分は、各学部の定めるところによる。
- 5 前項に定めるもののほか、専門教育科目として学部間共通教育科目の区分を設ける。
- 6 学部間共通教育科目の区分は、佐賀大学全学教育機構の定めるところによる。

（主専攻）

第 17 条 各学部は、第 3 条第 3 項に規定する学科又は課程の目的を達成するため、必要な授業科目を開設し、教育課程（以下「主専攻」という。）を編成する。

- 2 学生は、前項に規定する主専攻を修了するため、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。
- 3 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成 25 年 2 月 27 日全部改正）及び各学部規則の定めるところによる。
- 4 専門教育科目の授業科目、単位数、授業時間数及び履修方法は、各学部規則及び佐賀大学学部間共通教育科目履修規程（平成 25 年 2 月 27 日制定）の定めるところによる。
- 5 前 2 項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部の定めるところによる。
- 6 学生は、所定の主専攻以外の授業科目を履修することができる。

(副専攻)

第17条の2 本学は、前条に規定する主専攻のほか、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応えるための教育課程（以下「副専攻」という。）を編成することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(全学共通の教育プログラム)

第17条の3 本学は、前2条に規定する主専攻及び副専攻のほか、特定の分野に係る全学共通の教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

2 全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の基準)

第19条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第18条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の別に定める適切な期間を単位として行うものとする。

第4節 単位の授与等

(成績の判定)

第22条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与えるものとする。

- 2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、成績の判定に当たり、前項に規定する評語により難い授業科目においては、合又は不可の評語をもって表わすことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認めるときは、第33条第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については、これに相当する時間数（以下次条、第25条及び35条において同じ。））を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。）及び特別の課程履修生（同条第2項に規定する特別の課程履修生をいう。以下同じ。）により履修した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第26条 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

(休学)

第28条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては、3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了するとき、又は休学期間に中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならぬ。

(退学)

第30条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならぬ。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第32条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

- 2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。
- 3 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(派遣及び留学)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学

生を派遣し、又は留学させることができる。

- 2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。
- 3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。
- 4 派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める期間在学して卒業できない者
- (2) 病気その他で修業の見込みがない者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しないもの
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業の認定)

第35条 第6条第1項本文又は第2項に規定された期間以上在学し、第17条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

- 2 本学（医学部医学科は除く。）に3年以上在学し、第17条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第6条第1項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。
- 3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第18条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第18条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは、同条第2項の授業の方法により取得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(学位の授与)

第36条 卒業者には、学士の学位を授与するものとする。

- 2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

- 2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学
- (2) 停学
- (3) 訓告

3 停学期間（3月末満のものを除く。）は、第7条に規定する在学年限に含め、第6条に規定する修業年限に含めないものとする。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 学生証

（学生証の交付）

第40条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

第9節 厚生施設

第41条 本学に、寄宿舎その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

（科目等履修生）

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願するがあるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第44条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 外国人留学生

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料）

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

2 第27条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収す

る授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（検定料の徴収）

第46条の2 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

（検定料の免除）

第46条の3 災害による経済的理由によって、検定料の納入が困難であると認められた者に対しては、願い出により、検定料の全部を免除することがある。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（入学料の徴収）

第46条の4 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

（入学料の免除等）

第47条 学部に入学する者のうち、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）で認められるもの及び学長が特に必要と認めたものに対しては、願い出により審査の上、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予があることがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第48条 削除

（授業料の徴収）

第49条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、次の表の区分により徴収するものとする。この場合において、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

区分	徴収の時期
前期（4月～9月）	4月1日から5月31日まで
後期（10月～3月）	10月1日から11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所定の期日までに授業料を徴収するものとする。

（入学の時期が学年の中途である場合における授業料の額及び徴収方法）

第49条の2 特別の事情により、入学の時期が学年の中途である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（転入学、編入学及び再入学における授業料）

第50条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者に係る額と

同額の授業料を納付しなければならない。

第51条及び第52条 削除

(休学期間の授業料等)

第53条 休学を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

2 学期の中途中で、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

(学年の中途中で卒業する場合における授業料)

第53条の2 特別の事情により、学年の中途中で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。

(除籍及び退学の場合の授業料)

第54条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額

(2) 授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合 退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第54条の2 長期履修学生が、学年の中途中で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第46条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。

2 長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第46条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途中にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した

額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第46条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(授業料の免除等)

第55条 修学支援法で認められる者及び学長が特に必要と認めた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することがある。

2 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第56条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 第34条第3号及び第4号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第57条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行ったときに、第1段階目の選抜で不合格になった者及び個別学力検査等出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

第13節 公開講座

第58条 本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 改正

第59条 この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における

る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

- 3 この学則施行後、第14条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附 則（平成16年7月20日改正）

この学則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則（平成17年5月20日改正）

この学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日改正）

この学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成17年12月16日改正）

この学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年度から平成20年度までの農学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農学部	応用生物科学科	45人	90人	135人
	生物環境科学科	60人	120人	180人
	生命機能科学科	40人	80人	120人
	(3年次編入学)			10人

- 3 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 平成18年3月31日において現に農学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月4日改正）

この学則は、平成18年12月4日から施行する。

附 則（平成19年2月16日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての、改正後の第22条第2項

の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日改正）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日改正）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和7年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	平成21年度	平成22年度～平成24年度	平成25年度～平成27年度
医学部医学科	100人	106人	106人
医学部	160人	166人	166人
全学部	1,310人	1,316人	1,301人

入学定員	平成28年度～平成30年度	令和元年度	令和2年度～ <u>令和5年度</u>
医学部医学科	106人	106人	103人
医学部	166人	166人	163人
全学部	1,291人	1,281人	1,278人

入学定員	<u>令和6年度</u>	<u>令和7年度</u>
医学部医学科	103人	101人
医学部	163人	161人
全学部	1,308人	1,306人

3 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和12年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	575人	586人	597人	608人	619人
医学部	835人	846人	857人	868人	879人
全学部	5,535人	5,546人	5,557人	5,568人	4,739人

収容定員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学部医学科	630人	636人	636人	636人	636人
医学部	890人	886人	876人	876人	876人
全学部	5,010人	5,266人	4,746人	4,976人	5,211人

収容定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医学部医学科	636人	633人	630人	627人	624人
医学部	876人	873人	870人	867人	864人
全学部	3,471人	4,093人	4,730人	5,367人	5,364人

収容定員	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部医学科	621人	616人	611人	606人	601人
医学部	861人	856人	851人	846人	841人
全学部	5,391人	5,416人	5,441人	5,466人	5,461人

収容定員	令和11年度	令和12年度
医学部医学科	596人	591人
医学部	836人	831人
全学部	5,456人	5,451人

附 則（平成22年3月25日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月27日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この学則は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成24年3月28日改正）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月14日改正）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月27日改正）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの経済学部各学科、経済学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員		平成25年度	平成26年度	平成27年度
経済学部	経済学科	110人	220人	330人
	経営学科	80人	160人	240人
	経済法学科	70人	140人	210人

経済学部	260人	520人	780人
全学部	4, 708人	4, 968人	5, 228人

- 3 改正後の第3条第2項及び別表の規定にかかわらず、平成25年3月31日において現に経済学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第7条第2項ただし書の規定にかかわらず、平成25年3月31日において現に医学部医学科の1年次又は2年次に在学する者の在学年限については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月27日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年度から令和12年度までの医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学部看護学科	250人	240人	240人	240人
医学部	886人	876人	876人	876人
全学部	5, 266人	4, 746人	4, 976人	5, 211人

収容定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医学部看護学科	240人	240人	240人	240人
医学部	876人	873人	870人	867人
全学部	3, 471人	4, 093人	4, 730人	5, 367人

収容定員	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部看護学科	240人	240人	240人	240人
医学部	864人	861人	<u>856人</u>	<u>851人</u>
全学部	5, 364人	5, 391人	<u>5, 416人</u>	<u>5, 441人</u>

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
医学部看護学科	240人	240人	240人	<u>240人</u>
医学部	<u>846人</u>	<u>841人</u>	<u>836人</u>	<u>831人</u>
全学部	<u>5, 466人</u>	<u>5, 461人</u>	<u>5, 456人</u>	<u>5, 451人</u>

附 則（平成27年3月26日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度から令和12年度までの教育学部学校教育課程、教育学部、芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科、芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は、改

正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
教育学部	学校教育課程	120人	240人	360人	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (3年次編入学)	110人	220人	330人	
				5人	
計		110人	220人	335人	
全学部		4,746人	4,976人	5,211人	

収容定員		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (3年次編入学)	440人	440人	440人	
				10人	
計		450人	450人	450人	
全学部		3,471人	4,093人	4,730人	

収容定員		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (3年次編入学)	440人	440人	440人	
				10人	
計		450人	450人	450人	
全学部		5,367人	5,364人	5,391人	

収容定員		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (3年次編入学)	440人	440人	440人	
				10人	
計		450人	450人	450人	
全学部		5,416人	5,441人	5,466人	

収容定員		令和10年度	令和11年度	令和12年度
教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人
芸術地域デザイン	芸術地域デザイン	440人	440人	440人

イン学部	学科 (3年次編入学)	10人	10人	10人
	計	450人	450人	450人
	全学部	5,461人	5,456人	5,451人

- 3 文化教育学部は、改正後の規定にかかわらず、平成28年3月31日において現に文化教育学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成28年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月27日改正）

この学則は、平成29年9月27日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 令和元年度から令和12年度までの理工学部理工学科、理工学部、農学部生物資源科学科、農学部及び全学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員		令和元年度	令和2年度	令和3年度
理工学部	理工学科 (3年次編入 学)	480人	960人	1,440人 15人
	計	480人	960人	1,455人
農学部	生物資源科学科	145人	290人	435人
全学部		3,471人	4,093人	4,730人

収容定員		令和4年度	令和5年度	令和6年度
理工学部	理工学科 (3年次編入 学)	1,920人 30人	1,920人 30人	1,920人 30人
	計	1,950人	1,950人	1,950人
農学部	生物資源科学科	580人	580人	580人
全学部		5,367人	5,364人	5,391人

収容定員		令和7年度	令和8年度	令和9年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	1,920人 30人	1,920人 30人	1,920人 30人

	計	1, 950人	1, 950人	1, 950人
農学部	生物資源科学科	580人	580人	580人
全学部		5, 416人	5, 441人	5, 466人

収容定員		令和10年度	令和11年度	令和12年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	1, 920人 30人	1, 920人 30人	1, 920人 30人
	計	1, 950人	1, 950人	1, 950人
農学部	生物資源科学科	580人	580人	580人
全学部		5, 461人	5, 456人	5, 451人

- 3 改正後の第3条第2項及び別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日において現に理工学部及び農学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月24日改正）

この学則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年1月22日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日改正）

この学則は、令和2年2月26日から施行し、令和元年8月13日から適用する。

附 則（令和2年3月25日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日改正）

- 1 この学則は、令和2年9月23日から施行する。

- 2 佐賀大学学部入学者選抜試験に係る検定料に対する佐賀大学学則の特例措置に関する学則（平成24年9月26日制定）は廃止する。

附 則（令和3年1月12日改正）

この学則は、令和3年1月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月22日改正）

この学則は、令和3年12月22日から施行し、令和3年10月29日から適用する。

附 則（令和4年5月26日改正）

この学則は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月27日改正）

この学則は、令和4年12月27日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年1月25日改正）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月25日改正）

- 1 この学則は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

- 2 令和5年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月29日改正）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日改正）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、令和6年度から令和12年度までの理工学部理工学科、理工学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。なお、理工学部理工学科のコース配属基準人数については、別に定める。

収容定員		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理工学部	理工学科 (3年次編入 学)	1, 950人 30人	1, 980人 30人	2, 010人 15人
	計	1, 980人	2, 010人	2, 040人
	全学部	5, 391人	5, 416人	5, 441人

収容定員		令和9年度	令和10年度	令和11年度
理工学部	理工学科 (3年次編入 学)	2, 040人 30人	2, 040人 30人	2, 040人 30人
	計	2, 070人	2, 070人	2, 070人
	全学部	5, 466人	5, 461人	5, 456人

収容定員		令和12年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	2, 040人 30人
	計	2, 070人
	全学部	5, 451人

別表(第37条関係)

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
教育学部	学校教育課程	小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭1種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、書道、保健体育、家庭、英語
		特別支援学校教諭1種免許状(知的障害者)(肢体不自由者)(病弱者)	
		幼稚園教諭1種免許状	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	中学校教諭1種免許状	美術
		高等学校教諭1種免許状	美術、工芸
経済学部	経営学科	高等学校教諭1種免許状	商業
理工学部	理工学科	中学校教諭1種免許状	数学、理科
		高等学校教諭1種免許状	数学、理科、情報、工業
農学部	生物資源科学科	中学校教諭1種免許状	理科
		高等学校教諭1種免許状	理科、農業

学則変更の事由及び変更点

佐賀県において、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じております、地域の医師確保を目的として、令和7年度入試において、令和7年度を期限とした医学部医学科3名の入学定員を増員するため、学則の変更を行う。

令和7年度に限り、医学部医学科の入学定員98名を101名に変更し、収容定員については、613名を616名とする。

佐賀大学学則改正案・現行対照表

改 正 案					現 行				
(学部)					(学部)				
第3条 (略)					第3条 (略)				
2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。					2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				
学部	学科又は課程	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	学部	学科又は課程	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医学部	医学科	98人		588人	医学部	医学科	98人		588人
	看護学科	60人		240人		看護学科	60人		240人
	小計	158人		828人		小計	158人		828人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合 計		1,303人	20人	5,448人	合 計		1,303人	20人	5,448人
3 (略)					3 (略)				
附 則 (平成21年3月19日改正)					附 則 (平成21年3月19日改正)				
1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。					1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。				
2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和7年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。					2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和6年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。				

入学定員	(略)	令和2年度～ 令和5年度	令和6年度	入学定員	(略)	令和2年度～ 令和6年度	(新設)
医学部医学科	(略)	103人	103人	医学部医学科	(略)	103人	(新設)
医学部	(略)	163人	163人	医学部	(略)	163人	(新設)
全学部	(略)	1, 278人	1, 308人	全学部	(略)	1, 278人	(新設)

入学定員	令和7年度
医学部医学科	101人
医学部	161人
全学部	1, 306人

入学定員	(新設)
医学部医学科	(新設)
医学部	(新設)
全学部	(新設)

3 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から 令和12年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員 は、次の表のとおりとする。	3 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から 令和11年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員 は、次の表のとおりとする。		
収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度
医学部医学科	(略)	616人	611人
医学部	(略)	856人	851人
全学部	(略)	5, 416人	5, 441人

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部医学科	606人	601人	596人
医学部	846人	841人	836人
全学部	5, 466人	5, 461人	5, 456人

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医学部医学科	603人	598人	593人
医学部	843人	838人	833人
全学部	5, 463人	5, 458人	5, 453人

<table border="1"> <tr><td>収容定員</td><td>令和12年度</td></tr> <tr><td>医学部医学科</td><td>591人</td></tr> <tr><td>医学部</td><td>831人</td></tr> <tr><td>全学部</td><td>5, 451人</td></tr> </table>	収容定員	令和12年度	医学部医学科	591人	医学部	831人	全学部	5, 451人	<table border="1"> <tr><td>収容定員</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>医学部医学科</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>医学部</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>全学部</td><td>(新設)</td></tr> </table>	収容定員	(新設)	医学部医学科	(新設)	医学部	(新設)	全学部	(新設)																																																
収容定員	令和12年度																																																																
医学部医学科	591人																																																																
医学部	831人																																																																
全学部	5, 451人																																																																
収容定員	(新設)																																																																
医学部医学科	(新設)																																																																
医学部	(新設)																																																																
全学部	(新設)																																																																
<p>附 則（平成27年2月27日改正）</p> <p>1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年度から 令和12年度までの医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>収容定員</th><th>(略)</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医学部看護学科</td><td>(略)</td><td>240人</td><td>240人</td></tr> <tr><td>医学部</td><td>(略)</td><td>856人</td><td>851人</td></tr> <tr><td>全学部</td><td>(略)</td><td>5, 416人</td><td>5, 441人</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr><th>収容定員</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医学部看護学科</td><td>240人</td><td>240人</td><td>240人</td></tr> <tr><td>医学部</td><td>846人</td><td>841人</td><td>836人</td></tr> <tr><td>全学部</td><td>5, 466人</td><td>5, 461人</td><td>5, 456人</td></tr> </tbody> </table>	収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度	医学部看護学科	(略)	240人	240人	医学部	(略)	856人	851人	全学部	(略)	5, 416人	5, 441人	収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度	医学部看護学科	240人	240人	240人	医学部	846人	841人	836人	全学部	5, 466人	5, 461人	5, 456人	<p>附 則（平成27年2月27日改正）</p> <p>1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年度から 令和11年度までの医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>収容定員</th><th>(略)</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医学部看護学科</td><td>(略)</td><td>240人</td><td>240人</td></tr> <tr><td>医学部</td><td>(略)</td><td>853人</td><td>848人</td></tr> <tr><td>全学部</td><td>(略)</td><td>5, 413人</td><td>5, 438人</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr><th>収容定員</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医学部看護学科</td><td>240人</td><td>240人</td><td>240人</td></tr> <tr><td>医学部</td><td>843人</td><td>838人</td><td>833人</td></tr> <tr><td>全学部</td><td>5, 463人</td><td>5, 458人</td><td>5, 453人</td></tr> </tbody> </table>	収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度	医学部看護学科	(略)	240人	240人	医学部	(略)	853人	848人	全学部	(略)	5, 413人	5, 438人	収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度	医学部看護学科	240人	240人	240人	医学部	843人	838人	833人	全学部	5, 463人	5, 458人	5, 453人
収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度																																																														
医学部看護学科	(略)	240人	240人																																																														
医学部	(略)	856人	851人																																																														
全学部	(略)	5, 416人	5, 441人																																																														
収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																														
医学部看護学科	240人	240人	240人																																																														
医学部	846人	841人	836人																																																														
全学部	5, 466人	5, 461人	5, 456人																																																														
収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度																																																														
医学部看護学科	(略)	240人	240人																																																														
医学部	(略)	853人	848人																																																														
全学部	(略)	5, 413人	5, 438人																																																														
収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																														
医学部看護学科	240人	240人	240人																																																														
医学部	843人	838人	833人																																																														
全学部	5, 463人	5, 458人	5, 453人																																																														

収容定員	<u>令和12年度</u>
医学部看護学科	<u>240人</u>
医学部	<u>831人</u>
全学部	<u>5,451人</u>

附 則（平成28年2月24日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度から令和12年度までの教育学部学校教育課程、教育学部、芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科、芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>5,416人</u>	<u>5,441人</u>

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>5,466人</u>	<u>5,461人</u>	<u>5,456人</u>

収容定員	<u>令和12年度</u>
(略)	(略)
全学部	<u>5,451人</u>

3～4 (略)

収容定員	(新設)
医学部看護学科	(新設)
医学部	(新設)
全学部	(新設)

附 則（平成28年2月24日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度から令和11年度までの教育学部学校教育課程、教育学部、芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科、芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>5,413人</u>	<u>5,438人</u>

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>5,463人</u>	<u>5,458人</u>	<u>5,453人</u>

収容定員	(新設)
(略)	(新設)
全学部	(新設)

3～4 (略)

附 則（平成31年2月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度から令和12年度までの理工学部理工学科、理工学部、農学部生物資源科学科、農学部及び全学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>5, 416人</u>	<u>5, 441人</u>

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>5, 466人</u>	<u>5, 461人</u>	<u>5, 456人</u>

収容定員	令和12年度
(略)	(略)
全学部	<u>5, 451人</u>

3 (略)

附 則（令和6年3月1日改正）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、令和6年度から令和12年度までの理工学部理工学科、理工学部及び全学部の収容

附 則（平成31年2月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度から令和11年度までの理工学部理工学科、理工学部、農学部生物資源科学科、農学部及び全学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和7年度	令和8年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>5, 413人</u>	<u>5, 438人</u>

収容定員	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>5, 463人</u>	<u>5, 458人</u>	<u>5, 453人</u>

収容定員	(新設)
(略)	(新設)
全学部	(新設)

3 (略)

附 則（令和6年3月1日改正）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの理工学部理工学科、理工学部及び全学部の収容

定員は、次の表のとおりとする。なお、理工学部理工学科のコース配属基準人数については、別に定める。

収容定員		令和7年度	令和8年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	1, 980人 30人	2, 010人 15人
	(計)	2, 010人	2, 040人
	全学部	5, 416人	5, 441人

収容定員		令和9年度	令和10年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	2, 040人 30人	2, 040人 30人
	(計)	2, 070人	2, 070人
	全学部	5, 466人	5, 461人

収容定員		令和11年度	令和12年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	2, 040人 30人	2, 040人 30人
	(計)	2, 070人	2, 070人
	全学部	5, 456人	5, 451人

定員は、次の表のとおりとする。なお、理工学部理工学科のコース配属基準人数については、別に定める。

収容定員		令和7年度	令和8年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	1, 980人 30人	2, 010人 15人
	(計)	2, 010人	2, 040人
	全学部	5, 413人	5, 438人

収容定員		令和9年度	令和10年度
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	2, 040人 30人	2, 040人 30人
	(計)	2, 070人	2, 070人
	全学部	5, 463人	5, 458人

収容定員		令和11年度	(新設)
理工学部	理工学科 (3年次編入学)	2, 040人 30人	(新設)
	(計)	2, 070人	(新設)
	全学部	5, 453人	(新設)

附 則（令和　年　月　日改正）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

目 次

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容	・・・P. 2
2 収容定員変更の必要性	・・・P. 4
3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容	・・・P. 7
添付資料1) 教育課程等の概要	・・・P. 11
添付資料2) 令和7年度入学定員増員計画	・・・P. 13

学則変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

佐賀大学医学部医学科の入学定員については、平成 21 年度入試から「緊急医師確保対策」による平成 29 年度までを期限とした 2 名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」による 3 名の恒久定員増を実施した。次に、平成 22 年度入試から「経済財政改革の基本方針 2009」による平成 31 年度までを期限とした 6 名の臨時定員増を実施した。続いて、平成 29 年度を期限とする「緊急医師確保対策」による 2 名の臨時定員について、平成 31 年度を期限とする臨時定員増を再度実施した。その後、平成 31 年度を期限とするこれらの臨時定員の終了に伴い、令和 2 年度入試から「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び「令和 6 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による令和 6 年度を期限とした 5 名の臨時定員増を実施した。

令和 7 年度入試は、令和 6 年 7 月 3 日付で厚生労働省医政局より実施された「第 5 回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」にて、令和 7 年度の医学部臨時定員の配分は佐賀県や長崎県のような医師多数県については、原則令和 6 年度の臨時定員地域枠に 0.8 を乗じた配分となることが公示され（資料 1）、佐賀大学についても令和 6 年度までの臨時定員増の佐賀県地域枠 4 名・長崎県地域枠 1 名より減員となることが思料された。

令和 6 年 7 月 29 日付で文部科学省高等教育局医学教育課より通知された「令和 7 年度の医学部臨時定員増について」を受けて、令和 7 年度を期限とした 3 名の臨時定員増（内訳佐賀県地域枠：3 名、長崎県地域枠：0 名※ ※長崎県庁と協議の上佐賀大学への割振りを 0 名とした）を実施し、入学定員を 101 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても、令和 7 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 613 名から 616 名に変更する。

(資料1) 第5回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料

令和7年度医学部臨時定員の配分について

令和7年度の医学部臨時定員の意向の配分・調整方法（第4回検討会で合意された配分方針）

各都道府県の令和6年度臨時定員地域枠数を基準として、以下①～③の順で調整を行う

① 医師多数県の意向の調整

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員として地域枠を確保する必要性が低い一方で、大幅な変更は教育・研修・診療体制への影響等も考えられることから、その臨時定員については、原則として令和6年度臨時定員地域枠に0.8を乗じたものとした上で、③の調整を行う。

② 医師少数県の意向の調整

医師少数県については、医師多数県・中程度県と比較して、現状の医師が少ないだけでなく、若手医師についても少い傾向があることから、臨時定員地域枠の要件を満たしつつ、教育・研修体制が維持される範囲内で、医師多数県から削減等した定員数分を活用して、原則、令和6年度比増となる意向がある場合には、意向に沿った配分を行う。

③ 残余臨時定員数の意向の調整

①②の対応を行った上で、臨時定員総数が令和6年度臨時定員総数に達していない場合には、その範囲内において*

- 恒久定員100名あたり、恒久定員内地域枠を4名以上設置している等、更なる県内の偏在是正が必要な都道府県については、
 - ・医師多数県では、例えば令和6年度臨時定員地域枠の一割等、一部の意向を復元する
 - ・医師少数区域のある医師中程度県では、令和6年度比増となる意向がある場合、医師少数区域等に従事する枠となっているか等、地域枠の趣旨の範囲内で配分を行う
- 臨時定員研究医枠の令和6年度比増希望がある場合には、その趣旨の範囲内で配分を行う。

* 配分を行うにあたっては、臨時定員地域枠の要件を満たした上で、必要に応じて教育・研修体制、医師少数区域への地域枠医師の配置状況や診療科選定の状況、若手の医師数、医師偏在指標の多寡、過年度の臨時定員地域枠充足率等についても考慮する。

令和7年度医学部臨時定員の意向について、前回の配分方針に沿って臨時定員を配分した場合、
令和7年度医学部定員上限の範囲内に収まることから、当該方針に沿って配分可能となる見込み。

地域枠及び地元出身者枠数について（R6）

都道府県名	恒久定員合計	恒久定員内地域枠		臨時定員〈地域枠〉		都道府県名	恒久定員合計	恒久定員内地域枠		臨時定員〈地域枠〉			
		全体	うち、地元出身要件あり	全体	うち、地元出身要件あり			全体	うち、地元出身要件あり	全体	うち、地元出身要件あり		
北海道	312	7	7	0	8	8	滋賀	105	11	9	0	5	0
青森	105	36	15	0	27	27	京都	207	2	2	0	5	5
岩手	94	1	0	0	37	25	大阪	510	0	0	0	15	0
宮城	183	30	0	0	7	7	兵庫	213	3	0	0	16	14
秋田	102	2	2	0	29	24	奈良	100	0	0	0	15	0
山形	106	6	5	0	8	8	和歌山	90	20	0	0	12	10
福島	85	43	35	0	47	0	鳥取	85	7	5	0	19	7
茨城	107	4	3	0	62	37	島根	100	14	14	0	17	10
栃木	110	0	0	0	10	0	岡山	215	0	0	0	4	4
群馬	105	0	0	0	18	18	広島	105	5	5	0	15	15
埼玉	110	0	0	0	47	2	山口	100	0	0	0	17	17
千葉	240	5	0	0	34	0	徳島	100	5	5	0	12	12
東京	1,397	5	5	0	20	20	香川	100	0	0	0	14	14
神奈川	414	27	16	0	25	25	愛媛	100	5	5	0	15	15
新潟	100	0	0	0	77	25	高知	100	10	5	0	15	15
富山	100	0	0	0	12	12	福岡	430	0	0	0	5	5
石川	215	1	1	0	10	0	佐賀	98	0	0	0	6	2
福井	105	0	0	0	10	5	長崎	100	0	0	0	22	16
山梨	105	15	15	0	24	24	熊本	105	3	3	0	5	5
長野	105	7	0	0	20	0	大分	100	3	3	0	10	10
岐阜	85	3	3	0	25	25	宮崎	100	40	25	0	2	2
静岡	105	0	0	0	68	0	鹿児島	100	0	0	0	20	20
愛知	409	0	0	0	32	32	沖縄	105	5	5	0	12	12
三重	105	15	15	0	20	15							

・恒久定員内地域枠：恒久定員のうち、当該都道府県内で卒後一定期間従事要件があり、具体的な従事要件の設定や配置に地域医療対策協議会もしくは都道府県が関与するもの（一部地元出身要件あり。）

・恒久定員内地元出身者枠：当該都道府県での従事要件はないが、地元出身要件がある恒久定員

・臨時定員（地域枠）：当該都道府県での従事要件がある臨時定員（一部地元出身要件あり。）

青：医師多数県
黄：医師中程度県
赤：医師少数県
※東北医科薬科大学の恒久定員内地域枠の一部は、複数の枠のいずれかの修学奨学会制度に帯びむことを必要としており、本表に含まれない。自治医科大学の臨時定員23枠は、橋本枠指定枠3枠を含み本表には含まれない。）

2 収容定員変更の必要性

佐賀県では、全国に比べて人員数が不足している特定の診療科の医療提供体制強化のため、医師の確保が必要となっているほか、医師少数区域・医師少数スポットにおける医療提供のための医師確保が必要である（資料2）。長崎県においても、本土部と離島の医師数の格差が生じており（資料3）、佐賀県と同様の状況にある。

このような状況を踏まえ、本学では平成17年度入試から推薦入学の地域枠（8名）を、さらに平成20年度入試から「佐賀県推薦入学特別入試（2名）」を導入した。「佐賀県推薦入学特別入試」では、卒業後は県内の基幹型臨床研修病院において2年間の臨床研修を行い、その後6年間は県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。そのうち佐賀県が貸与する修学資金（佐賀県医師修学資金）を利用した者は、一定期間県内の公的病院等の小児科、産科、救急科又は麻酔科で勤務した場合には返還を免除する等の制度を設けていた。

さらに、平成21年度入試では「緊急医師確保対策」に基づき佐賀県から入学定員増の要請があつたことを受けて、佐賀県及び本学の関係者で構成する「佐賀県における緊急医師確保対策協議会」を設置して協議を行い、増員した2名の入学定員を「佐賀県推薦入学特別入試」枠に充てて学生を受け入れていた。平成22年度入試では「新成長戦略」に基づき、佐賀県及び長崎県からの要請を受け、入学定員を6名増員し「推薦入試」で、平成25年度入試からは増員した6名の入学定員を新設した「推薦入試II（佐賀県枠（5名）、長崎県枠（1名））」に充て、学生を受け入れていた。推薦入試IIの佐賀県枠は「佐賀県医師修学資金」貸与を入学後手上げ方式で行い、卒業後は佐賀県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修（2年）を行うことを確約させ、長崎県枠は、入学後に長崎県の修学資金（長崎県医学修学資金）の貸与を受け、卒業後は長崎県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。

しかし、「推薦入試II 佐賀県枠（5名）」の佐賀県医師修学資金の貸与状況が芳しくない旨の指摘があり、本学では「推薦入試II 佐賀県枠（5名）」と「佐賀県推薦入学特別入試（2名）」を統合し、新たに佐賀県医師修学資金の貸与を義務付ける「佐賀県推薦入学特別入試」を実施するよう入試改革に取り組んだ。その結果、令和2年度入試からは、「推薦入試II 佐賀県枠」の5名を廃止し、「佐賀県推薦入学特別入試」を4名に増員した。また、「佐賀県推薦入学特別入試」の入学者には、①「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受けること、②キャリア形成プログラムに同意すること、③キャリア形成プログラムに基づき、高度急性期機能の需要増加に対応するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として、佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを新たに義務として課した。また、佐賀県内に若手医師を定着させるためには入学時点において地域医療に資する意思のある学生を確保する必要があることから、佐賀県と協議の上、令和7年度入試より、佐賀県推薦入学特別選抜の定員数を4名から10名に増員（内訳 恒久定員：7名、臨時定

員：3名）した。

長崎県枠については、「1 収容定員変更の内容」の通り令和7年度入試における臨時定員の配分が減員されたことで、長崎県から佐賀大学に割り当てる臨時定員数が従来の1名から0名となったが、令和7年度入試においては佐賀大学医学部医学科の恒久定員を利用し、長崎県枠を実施することとした。長崎県枠の今後の継続については、令和6年度内に佐賀大学・長崎大学・佐賀県庁及び長崎県庁の4機関で継続の有無について協議することとなった。

(資料2) 医師偏在指標の積算数値

佐賀県の医師偏在指標 (R5.3.3) 厚生労働省)

- 医師偏在指標（2023年3月暫定値）によると、東部医療圏及び西部医療圏が医師少区域水準
- 今後入手するNDBデータにおける患者流出入率も踏まえて、医師少区域を設定する

	医師偏在指標（2022年）	
	下位33.3%	上位33.3%
都道府県	228.8	266.9
二次医療圏	179.4	217.7

医師偏在指標計算シート (2023.3暫定値)

圏域区分	都道府県名	圏域名	医師偏在指標 (再計算値)	標準化医師数 (人)	2021.1.1 時点人口 (10万人)	標準化受療率比	期待受療率	入院医療需要 (流出入調整係数反映)	無床診療所 医療需要 (流出入調整係数反映)	入院患者 流出入調整係数	無床診療所 患者 流出入調整係数
全国	00 全国	00全国	255.6	323,700.0	1,266.54	1.00	1,609.14	1,358,375	679,673	1.000	1.000
都道府県	41 佐賀県	41佐賀県	272.3	2,357.0	8.18	1.06	1,702.33	9,540	4,390	1.033	0.969
二次医療圏	41 佐賀県	4101中部	363.5	1,290.0	3.43	1.04	1,665.95	3,819	1,891	1.022	1.013
一次医療圏	41 佐賀県	4102東部	165.5	236.3	1.27	1.13	1,810.94	1,711	587	1.333	0.875
一次医療圏	41 佐賀県	4103北部	241.4	301.7	1.25	1.00	1,605.39	1,337	675	0.895	0.947
二次医療圏	41 佐賀県	4104西部	157.5	112.2	0.73	0.97	1,560.45	746	400	0.846	0.956
一次医療圏	41 佐賀県	4105南部	254.1	416.8	1.50	1.09	1,760.49	1,843	797	1.000	0.924

※入院患者・無床診療所患者の流出入調整係数は、各都道府県から報告された患者流入数・流出数、及び患者総数に基づいて以下の方法で算出。

※流出入調整係数 = 1 + {地域の患者流入数(千人) - 地域の患者流出数(千人)} ÷ 地域の患者総数(千人)

目標医師数・参考値 (2026年)

圏域区分	都道府県名	圏域名	標準化医師数 (2022年) (人)	下位1/3に達するための 目標医師数 (2026年) (人)	2022年の医師偏在指標 を維持するための 医師数 (2026年) (人)	医師偏在指標 (2022年)	推定人口 (2026年) (10万人)	標準化受療率 比 (2026年)
全国	00 全国	00全国	323,700	-	311,448	255.6	1,218,603	1.000
都道府県	41 佐賀県	41佐賀県	2,357	1,856	2,209	272.3	7,793	1.041
二次医療圏	41 佐賀県	4101中部	1,290	605	1,226	363.5	3,329	1.013
一次医療圏	41 佐賀県	4102東部	236	255	235	165.5	1,246	1.140
一次医療圏	41 佐賀県	4103北部	302	204	274	241.4	1,164	0.976
二次医療圏	41 佐賀県	4104西部	112	116	102	157.5	0.681	0.946
一次医療圏	41 佐賀県	4105南部	417	268	379	254.1	1,373	1.086

8

(資料3) 医療圏別医師数

【表】各医療圏の医師数(無職等を除く)の比較(単位:人・増減率は%)

	平成30年		平成28年		医師数		人口10万人比	
	医師数	人口 10万人比	医師数	人口 10万人比	増減数	増減率	増減数	増減率
全国	324,737	256.8	317,162	249.9	7,575	2.4	6.9	2.8
県計	4,284	319.5	4,204	307.5	80	1.9	12.0	3.9
長崎	2,196	426.4	2,169	411.6	27	1.2	14.8	3.6
佐世保県北	776	245.6	750	232.9	26	3.5	12.7	5.5
県央	849	319.2	833	312.0	16	1.9	7.2	2.3
県南	253	194.6	252	188.1	1	0.4	6.5	3.5
(本土部)	4,074	332.0	4,004	320.3	70	1.7	11.7	3.7
五島	78	222.9	73	197.3	5	6.8	25.6	13.0
上五島	33	157.1	31	140.9	2	6.5	16.2	11.5
壱岐	43	165.4	45	166.7	▲2	▲4.4	▲1.3	▲0.8
対馬	56	186.7	51	164.5	5	9.8	22.2	13.5
(離島部)	210	187.5	200	170.9	10	5.0	16.6	9.7

※出典: 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計(調査)」

医療圏ごとの人口10万人比の医師数(無職等を除く)をみると、医師数が最も多い地域は「長崎圏域」の426.4人で、前回調査〔411.6人〕に比べ、14.8人、3.6ポイント増加している。また、最も少ない地域は「上五島圏域」の157.1人で、前回調査〔140.9人〕に比べ、

16.2人、11.5ポイント増加している。

本土部と離島部の医療圏域の人口10万人比の医師数（無職等を除く）をみると、「本土部」は332.0人で、前回調査〔320.3人〕に比べ、11.7人、3.7ポイント増加し、「離島部」は187.5人で、前回調査〔170.9人〕に比べ、16.6人、9.7ポイント増加している。医師数と本土部と離島の格差をみると、1.77倍であり、前回調査の1.87倍からは減少している。

3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

(1) 現行の取組

現行カリキュラム（令和2年度から一部改正）において、次のような地域医療に関する教育をすでに行っているため、大幅なカリキュラム改定の必要はないが、教育内容についてはさらに工夫・充実させることとする。

地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

学年	科目等名	授業場所	教育内容
1～2	医療入門Ⅰ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院 佐賀整肢学園こども発達医療センター ひなた村自然塾（保育所） 地域医療機能推進機構佐賀中部病院 国立病院機構佐賀病院 国立病院機構東佐賀病院	医療入門の一環として実施し、医の倫理についての基本的考え方を身につけさせるとともに、患者付添い実習を実施し、地域医療の現場を見学させ、学習の動機付けとする。
		佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院	1年次から2年次まで継続したカリキュラムで実施し、早期臨床現場体験、医療体験実習などで、地域医療に密着した急性期医療現場で、さまざまな職種の業務がどのように行われているかを体験し理解させる。
3～4	地域医療 救急・麻酔	佐賀大学医学部	「地域医療」「救急・麻酔」の中で、介護と在宅医療や地域医療連携について学ぶ。
4	社会医学・医療社会法制	佐賀大学医学部 佐賀市環境センター 佐賀市廃棄物最終処分場	「社会医学」の中で、プライマリヘルスケア、地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動等の地域保健について学ぶ。

	5～6	臨床実習(小児科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構佐賀病院 佐賀県医療センター好生館 国立病院機構嬉野医療センター	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
		臨床実習(一般・消化器外科)	佐賀大学医学部附属病院 佐賀県医療センター好生館	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
		臨床実習(精神科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構肥前精神医療センター	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
		臨床実習(産科婦人科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構佐賀病院 佐賀県医療センター好生館 高木病院	地域の中核病院で遂行されている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や住民のニーズを知るとともに、大学病院との医療連携について学ぶ。
		臨床実習(麻酔科)	佐賀大学医学部附属病院	
		関連教育病院実習	佐賀県医療センター好生館	
5～6		地域医療実習	地域密着型医療機関・クリニック 池田内科・消化器科、三瀬診療所、唐津市民病院きたはた、矢ヶ部医院、町立太良病院、ぶどうの木クリニック、くらたクリニック 地域中核病院 国立病院機構佐賀病院、 佐賀市立富士大和温泉病院、 ひらまつ病院、織田病院、国立病院機構嬉野医療センター、伊万里有田共立病院、今村病院、唐津赤十字病院、山元記念病院	一般外来診療だけではなく、訪問診療や訪問看護も含め、地域の医院、診療所等で実際に行われている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や地域医療に対する住民のニーズを知るとともに、大学病院等における専門診療との連携のあり方について学ぶ。

	基礎系・臨床系選択 科目「在宅医療・在宅ケア実習」	ひらまつ病院 ひらまつ在宅クリニック	地域医療の中核であるひらまつ病院において、訪問診療に同行し、在宅医療を体験し、訪問診療の実際を学ぶ。
	基礎系・臨床系選択 科目「地域包括ケア実習」	織田病院 ゆうあいビレッジ ケアコートゆうあい 訪問看護ステーションゆうあい	地域の急性期病院の救急・入院から在宅医療に至る医療の流れを体験し、ケアマネージャーのケアプランのもと、訪問看護、訪問介護、通所系サービス、ショートステイ等の介護保険サービスが地域包括ケアシステムの完成に向け、地域でどのように実践されているかを学ぶ。
	基礎系・臨床系選択 科目「地域家庭医療実習」	唐津市民病院きたはた 唐津市民病院きたはた訪問看護 北波多総合保健センター 離島診療所 外	地域の病院においては外来、特別養護老人ホーム等においては訪問診療、訪問看護、ケアマネージャー研修やヘルパ研修などの地域連携研修を体験し、地域における家庭医療の実際を学ぶ。
	地域枠入学生特別プログラム「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」	佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療センター好生館、国立病院機構佐賀病院、国立病院機構嬉野医療センター、唐津赤十字病院、唐津市民病院きたはた、佐賀市立富士大和温泉病院、町立太良病院、伊万里有田共立病院、小城市民病院、ゆうあいビレッジ、今村病院、山元記念病院	将来、佐賀県の医療を担う医師の育成のために、医学科1年次に県内の地域医療の現状、地域医療に対する住民のニーズを知り、大学病院等における専門診療との連携のあり方について学ぶ。
1~6	地域枠入学生特別プログラム 「地域医療セミナー」	佐賀大学医学部附属病院地域医療支援センター、 佐賀大学医学部附属病院 外	将来、佐賀県の医療を担う医師の育成のために、国内及び佐賀県内における地域医療の現状や住民のニーズ、地域医療に関する諸問題についての知識を獲得し、医師に必要とされるヘルスプロ

			モーションなどの社会的貢献について学ぶ。
1～ 6	地域枠入学生 特別プログラム 「夏期地域医療実習」	唐津市馬渡島診療所、 小川島診療所、 加唐島診療所、 佐賀市三瀬診療所、 唐津赤十字病院 外	佐賀県の地域医療や様々な医療体制を学び、将来佐賀県で働く学生同士や地域で働く医療者等との交流によって、地域医療へのモチベーション強化を図る。

(2) 今後行う取組

佐賀県では、地域枠入学生特別プログラムとして、通常のカリキュラムに加えて「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」、「地域医療セミナー」、「夏期地域医療実習」「学外チューター制度」「西部医療圏等での病院実習」を設け、将来、佐賀県の医療を担う医師の育成のために、医学部教育の早期から県内医療者との交流を図るとともに、佐賀県での地域医療の実際や抱える諸問題等について学ぶことで、地域医療に従事する医師の役割及び責任についての認識を深めることができるようにしてきた。

さらに、医師を志す佐賀県内の高校生を対象にした高大接続事業として「医療人へのとびら」を実施し、医師の仕事の実務や医学部での学びについて知ってもらい、佐賀県内からの志願者、入学者の確保の取組を行っている。

令和3年4月には、佐賀県内の医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行い、県内の医師の定着につなげることを目的として、佐賀県の委託事業として県内唯一の医育大学である本学に「佐賀県医師育成・定着支援センター」を設置した。学生・地域枠臨床研修医との個別面談や、セミナー（高校訪問型説明会、会場型説明会）の開催等を通して、佐賀県に根ざし活躍する医師の育成を目指している。令和4年4月からは、「佐賀県医師・医学生キャリア支援サイト」を開設し、佐賀県で医師を目指す者に対して、広く情報発信を行っている。

長崎県では、地域枠入学生を対象に、離島医療への意欲向上や認識を深めるため、毎夏2泊3日行程で離島地区にて小グループでの討論・発表を行う「夏季研修（サマーワークショップ）」や県養成医師の講演や意見交換を行う「冬季研修（ウィンターミーティング）」を実施している。研修以外でも、3～5年生を対象に、県養成医師が勤務する病院企業団の病院等を見学するための旅費の助成を行い、学生が将来勤務する病院を見学しやすくする取組や離島・へき地等の病院に勤務する医師、看護師、医療技術者が一堂に会し、種々の医療上の問題点を調査研究した成果等を発表する場である「長崎県地域医療研究会」に学生を参加させることで地域医療への理解を深めるような取組を行っている。

別記様式第2号（その2の1）

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要																
(医学部医学科)		授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置				備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
教養教育科目	大学入門科目	大学入門科目I (医療入門I)	1通	○	4			○			1					※演習
		小計 (1科目)	—		4				—		1					
	共通基礎科目	英語	1通	○	4			○			1					
		小計 (1科目)	—		4				—		1					
	情報リテラシー科目	情報基礎概論	1前	○	2			○							1	
		情報基礎演習 I	1前	○	1			○							1	
		小計 (2科目)	—		3				—						2	
	基本教養科目	自然科学と技術の分野	1・2	○		14		○			7	6	1	3		14
		文化の分野									7	6	1	3		14
		現代社会の分野									7	6	1	3		14
		小計 (3科目)	—			14			—		4	4		2		10
	インターフェース科目		1・2	○		8		○			4	4		2		10
	小計 (1科目)		—			8			—		4	4		2		10
専門教育科目	専門基礎科目	生命倫理学	1前	○	2			○			1					1
		行動科学原論	1前	○	2			○			2					※演習
		医療入門 II	2通	○	2			○			1					※演習※実習
		医療統計学	1後	○	1			○			1					※演習
		物理学	1前	○	2			○			1					※実習
		化学	1前	○	3			○			1					※実習
		生物学	1前	○	3			○			1					※実習
	小計 (7科目)		—		15				—		5	7	0	2	0	1
	基礎医学科目	分子生物学 I	1前	○	2			○			1					1
		分子生物学 II	1後	○	3			○			1					※実習
		免疫学	2前	○	2			○			1					※実習
		人体発生学	1後	○	1			○			1					※実習
		組織学	2前	○	4			○			1					※実習
		神経解剖学	2前	○	2			○			1					※実習
		肉眼解剖学概説	1後	○	2			○			1					※実習
	小計 (14科目)		—		37				—		13	7	2	17	0	2
	臨床・社会医学科目	臨床医学入門	3~4	○	7			○			1	2				1
		循環器	3前	○	4			○			2	4	3	4		3
		呼吸器	3前	○	3			○			2	4	1	6		3
		消化器	3前	○	4			○			2	4	4	7		9
		代謝・内分泌・腎・泌尿器	3前	○	4			○			1	2	3	4		5
		血液・腫瘍・感染症	3後	○	4			○			5	2	1	2		5
		皮膚・膠原	3後	○	3			○			2	5	1	3		1
		運動・感觉器	3後	○	4			○			2	3	2	5		6
		精神・脳・神経	3後~4前	○	4			○			4	2	3	10		3
		小児・女性	4前	○	4			○			2	3	2	6		5
		救急・麻醉・総合診療	4前	○	4			○			2	2	1	1		8
		社会医学・医療社会法制	4前	○	6			○			4	2	2	2		1
		統合医療	4前	○	3			○			1					
		医学英語	3~4前	○	2			○								
	小計 (14科目)		—		56				—		28	33	23	50	0	50
	臨床実習	臨床実習	4後~6前	○	60					○	17	14	15	27		38
		地域医療実習	5~6前	○	4					○	1					2
		関連教育病院実習	5~6前	○	4					○	1					2
	小計 (3科目)		—		68				—		19	14	15	27	0	42

選 択 科 目	基礎系・臨床系選択科目	2~6前	○		6			○	30	25	2	41									
	地域枠入学生特別プログラム科目	1~6		○				○							4						
	特定プログラム教育科目	1~4																			
	学外研修・ボランティア等	1~6																			
	小計(4科目)	—			6		—		30	25	2	41	0	4							
合計(50科目)		—	—	187	28		—		34	36	24	74		112							
学位又は称号		学士(医学)			学位又は学科の分野			医学関係													
卒業・修了要件及び履修方法								授業期間等													
教養教育科目33単位以上、専門教育科目182単位以上を修得し、215単位以上修得すること。 なお、教養教育科目の選択科目のうち、「自然科学と技術の分野」、「文化の分野」、「現代社会の分野」から14単位を選択必修とし、インターフェース科目より8単位を選択必修とする。 かつ、「自然科学と技術の分野」、「文化の分野」、「現代社会の分野」の各分野から2単位以上を修得すること。								1学年の学期区分						2期							
								1学期の授業期間						15週							
								1时限の授業の標準時間						90分							

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るもの）を含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

大学名	国公私立
佐賀大学	国立

1. 現在（令和6年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
103	0	0	621

↑
(収容定員計算用)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
(ア) 入学定員	106	103	103	103	103	103	621
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	106	103	103	103	103	103	621

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和7年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
98	0	0	588

↑
(収容定員計算用)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
(ア) 入学定員	98	98	98	98	98	98	588
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	98	98	98	98	98	98	588

(臨時的な措置で減員した場合、その人数)

3. 令和7年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
101	0	0	591

↑
(収容定員計算用)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	計
(ア) 入学定員	101	98	98	98	98	98	591
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	101	98	98	98	98	98	591

(臨時的な措置で減員した場合、その人数)

増員希望人数 3

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	3
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	0
計	3

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	3
--------	---

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

大学が所在する都道府県	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	佐賀県	3
大学所在地以外の都道府県		
計		3

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R5地域枠定員 (※1)	R5貸与者数 (※2)	R6地域枠定員 (※1)	R6貸与者数 (※2)	R5とR6の貸与 者数のうち多い 方の数
佐賀県	4	4	4	4	4
長崎県	1	1	1	0	1
					0
					0
					0
計	5	5	5	4	5

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和7年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和5年度に実施した地域枠学生(令和6年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数 うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定（推奨）がある場合）その診療科名	開始年度	備考	
佐賀県推薦入学特別選抜	(iv) その他※備考欄に詳細を記入	別枠（先行型）	4	4	1. 佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2. 佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者（佐賀県による第一次選考合格者） (2) 病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内の医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目標とする者 (3) 高等学校を2024年3月に卒業見込みの者若しくは2021年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2024年3月修了見込みの者若しくは2021年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む） (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入學し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与と6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	有（選定）	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	H21以前	佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第2次選考を受験する。
学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	(i) 学校推薦型選抜	別枠（先行型）	1	1	大学入学共通テストの成績、小論文、面接、高等学校長の推薦書、調査書等を総合して合格者を決定する。	次の各号のすべてに該当する者で、高等学校長が責任をもって推薦できる者 ① 高等学校における学習成績が優秀で、調査書の学習成績概評がA段階に属する者（Ⓐに該当する者については、調査書の「学習成績概評」欄にⒶと標示し、「備考」欄にその理由を必ず明記してください。） ② 病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、長崎県内の地域医療に貢献したいという強い意思を有する者 ③ 高等学校を2022年4月以降に卒業を認められた者又は2024年3月卒業見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1) 長崎県内の小学校又は中学校を卒業した者 2) 長崎県内の高等学校を卒業又は卒業見込みの者 ④ 入学後は長崎県医学修学資金の貸与を受け、大学卒業後は長崎県が指定する長崎県内の医療機関等で診療に従事することを確約できる者 ⑤ 大学在学中に長崎県と契約を締結し、「長崎県キャリア形成プログラム及び長崎県キャリア形成卒前支援プラン」の適用を受け、新専門医制度における専門医選択について、原則として県指定基本領域（内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科及び総合診療科）からの選択を了承できる者	有（選定）	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科、総合診療科	H26	
合計			5	5						

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

<p>②令和6年度に実施する地域枠学生(令和7年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。</p> <p>また、参考としてPRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の写しをご提出ください。</p>									
名称	入試区分	選抜方式	募集人数 うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定（推奨）がある場合）その診療科名	開始年度	備考
佐賀県推薦入学特別選抜	(iv) その他※備考欄に詳細を記入	別枠（先行型）	10 3	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者（佐賀県による第一次選考合格者） (2) 病める人の気持ちが理解できるよう思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内の医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3) 高等学校を2025年3月に卒業見込みの者若しくは2022年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2025年3月修了見込みの者若しくは2022年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む） (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、佐賀県医師修学資金の貸与を6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対応するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	有（選定）	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	H21以前	佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第2次選考を受験する。
学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	(i) 学校推薦型選抜	別枠（先行型）	1 0	大学入学共通テストの成績、小論文、面接、高等学校長の推薦書、調査書等を総合して合格者を決定する。	(1) 次の各号のすべてに該当する者で、高等学校長が責任をもって推薦できる者 ①高等学校における学習成績が優秀で、調査書の学習成績概評がA段階に属する者 ②病める人の気持ちが理解できるよう思いやりのある温かい心を持ち、将来、長崎県内の地域医療に貢献したいという強い意思を有する者 ③高等学校を2023年4月以降に卒業を認められた者又は2025年3月卒業見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1) 長崎県内の小学校又は中学校を卒業した者 2) 長崎県内の高等学校を卒業又は卒業見込みの者 ④入学後は「長崎県医学修学資金」の貸与を受け、大学卒業後は長崎県が指定する長崎県内の医療機関等で診療に従事することを確約できる者 ⑤大学在学中に長崎県と契約を締結し、「長崎県キャリア形成プログラム及び長崎県キャリア形成卒前支援プラン」の適用を受け、新専門医制度における専門医選択について、原則として県指定基本領域（内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科及び総合診療科）からの選択を了承できる者 (2) 合格した場合は、確実に入学できる者	有（選定）	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科、総合診療科	H26	R6年度は恒久定員にて実施する。
合計			11 3						

（※1）貴大学において、PRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）に記載の内容（貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容）をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1 - 2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和7年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

「地域枠入学生特別プログラム」を実施しており、1年次には佐賀県内基幹病院・中核病院で実習を行い、佐賀県内の地域医療の現状、住民のニーズを知り、早期からの県内医療者との仲間づくりや医学修学へのモチベーションの強化を図っている。またプログラムの一環として、1～4年次を対象に「夏期地域医療実習」や1～6年次を対象に「地域医療セミナー」を実施している。キャリア支援としては5～6年次に今後のキャリア選択のための初期研修に関する説明会を開催している。学外チューター（alumni tutor）制度を導入し、県内で地域医療を携わっている医師と入学後早期から接する機会を設けている。	(参考：記入例) 1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和7年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。
---	--

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から佐賀県推薦入学特別入試を開始した。平成21年度からは、地域枠による増員を使って佐賀県推薦入学特別入試を行い、平成22年度からは一般入試に佐賀県奨学金枠と長崎県奨学金枠を設定した。平成25年度入試から推薦入試Ⅱ佐賀県枠を、平成26年度入試から推薦入試Ⅱ長崎県枠を開始した。これらの地域枠から40名が地域医療に貢献している。	(参考：記入例) 平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和6年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。
--	--

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の 別	単位 数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	佐賀県内基幹病院・中核病院実習	全員	選択	選択	実習	1	H25
1～6年次	地域医療セミナー	全員	選択	選択	講義	0.1	H26
1～4年次	夏期地域医療実習	全員	選択	選択	実習	0.6	H28

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例：○週間)	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和5年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

(※1) 診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援）（1～2行程程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
高校訪問「医・志」を知るセミナー	県の担当者と大学の教員が、医学部医学科への志願者の多い県内	R2
医師育成・定着支援センターの設	県の委託事業として大学内にセンターを設置し、専任の教員が県と連	R3

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば簡潔にご記入ください。（1～3行程度）

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

佐賀県のキャリアコーディネーターとして登録されている 医師育成・定着支援センターの教員 4 名が、地域枠学生等の面談を行い卒業後のことを見据えて個別のキャリア形成支援を行っている。

学生確保の見通し及び定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

佐賀大学における入学志願者等の実績（過去5年）は以下のとおりである。

入学志願者数及び入学者数（医学部医学科）

年度	入学定員	入学志願者数	入学者数	県内入学者数(%)
令和2年度	103人	632人	103人	29人（28%）
令和3年度		618人		27人（26%）
令和4年度		576人	102人	25人（25%）
令和5年度		583人	103人	22人（21%）
令和6年度		534人	104人	21人（20%）

令和4年度の入学者数が1人不足しているのは、学校推薦型選抜Ⅱ長崎県枠（募集人員1人）の受験者全員が本学部の定める共通テストの得点基準を満たせず、合格者を出せなかつたためである。これについては、共通テストの難化による平均点低下が原因と考えられる。なお、長崎県枠は地域枠であるため、確保できなかつた募集人員を別枠に振り替えて補充することは認められていない。

令和6年度の入学者数が1人超過しているのは、前期日程及び後期日程において合格発表後に辞退者が発生することを考慮し、合格者数を募集人員より多く出したが、想定より辞退者が少なかつたためである。

過去5年の入学志願者数を見ても、志願倍率は十分確保されており、入試説明会等の参加により佐賀大学医学部医学科の広報活動を精力的に行い、対外的なアピールを続けることで、入学定員は充足できる見込みである。

教 員 名 簿

学長又は校長の氏名等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現職 (就任年月)
一	学長	コダマ ヒロアキ 兒玉 浩明 <令和元年10月>		博士		国立大学法人佐賀大学長 (令和元年10月～令和7年9月)